# 安芸高田市障害福祉計画

~障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)~

平成 30 (2018) 年度~平成 32 (2020) 年度

平成 30 (2018) 年 3 月 安芸高田市





←この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。 また、音声コードの位置が分かるように切り込みを入れています。 各ページの音声コードを活字読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。



## はじめに

本市では、平成27年3月に障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の着実な推進を図ることを目的とする「第2次安芸高田市障害者プラン」と障害福祉サービス等の提供体制の確保の観点から、数値目標やサービスの見込量等を定める「安芸高田市障害福祉計画(第4期)」を策定し、この3年間これらの計画を目標に障害福祉施策を展開してまいりました。

本市が抱える課題のひとつとして、慣れ親しんだ地域で、市民の 皆さまが安心して住み続けることができるしくみづくりがあげられ



ます。高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場面でも、誰でも役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められており、その実現に向けて様々な施策に取り組んでまいりました。

これまでも「市民総ヘルパー構想」を掲げて地域で支えあう福祉のまちづくりを推進してまいりましたが、近年の人口減と高齢化が同時に進む状況下にあっては、それをさらに発展させる必要が生じてきました。そういった中で新たな「互助・共助」としての形を整え、地域のさらなる力を引き出すしくみとして「生活支援員制度」をスタートさせ、高齢者や障害者等の日々の安否確認や生活相談を行い、困りごとや心配ごとを把握できる体制づくりに努めているところです。

この度、これまでの計画の期間満了や法改正により安芸高田市障害福祉計画「安芸高田市障害福祉計画(第5期)及び安芸高田市障害児福祉計画(第1期)」を策定しました。この計画の基本理念である「わがまちで・ともに・じぶんらしく『輝いて暮らす安芸高田』」は、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合える社会として本市のめざす「地域共生社会」の姿であり、その実現に向けて努めてまいります。関係者の皆さまや市民の皆さまのご理解とご支援をよろしくお願いします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました安芸高田市障害者プラン推進協議会委員の皆さま、安芸高田市障害者自立支援協議会の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成30 (2018) 年3月

安芸高田市長 织田一義









# ~ 目 次 ~

第1章	計画の概要	1
[1]	社会的背景と策定の趣旨	1
	国における障害福祉計画の考え方	
[3]	本計画の性格	6
第2章	計画の基本的な考え方	10
[1]	計画策定・推進の視点	10
[2]	基本理念と施策の方向	13
第3章	障害児・者を取り巻く現状	14
[1]	障害児・者の動向	14
[2]	人口等の動向	22
第4章	アンケート調査結果の概要	25
18 歳	以上対象調査	26
	回答者属性	
[2]	住まいや日常生活	28
[3]	仕事	30
	相談	
	障害福祉サービスの利用	
	権利擁護	
	災害時の避難など	
	今後の施策	
	支援者の状況	
	未満対象調査	
	回答者属性	
	障害児の保健福祉と教育	
	障害福祉サービスの利用	
	今後の施策	
第5章	計画の推進	47
第6章	障害福祉計画(第4期)の実施状況	49
[1]	成果目標の達成状況	49
[2]	障害福祉サービス等事業量の点検・評価	51
	地域生活支援事業の点検・評価	
[4]	障害児通所支援事業量の点検・評価	60
第7章	障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)の成果目標と活動指標	62
[1]	成果目標の設定	62
[2]	各種サービスの見込量と確保策(活動指標)	69
資料編.		81
[1]	安芸高田市障害者プラン推進協議会設置要綱	81
	安芸高田市障害者プラン推進協議会委員名簿	
[3]	安芸高田市障害者自立支援協議会設置要綱	84
[4]	施設•事業所一覧表	86
[5]	用語解説	90









# 第1章 計画の概要

## 【1】社会的背景と策定の趣旨

我が国では、平成 15 (2003) 年に従来の措置制度に代わる支援費制度が導入され、平成 16 (2004) 年には、発達障害の定義と法的な位置づけを確立する「発達障害者支援法」が成立、更に平成 18 (2006) 年4月に施行された「障害者自立支援法」では、障害の種別にかかわらずサービスが利用できるよう障害福祉サービスの一元化が図られるなど、障害者施策に大きな転換が図られました。

その後、平成 24 (2012) 年に「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」へと改正され、谷間のない支援提供のための障害者の範囲の変更(難病等の追加)、障害程度区分から障害支援区分への改定、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化、地域移行支援の対象の拡大、地域生活支援事業の追加など、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備がなされています。

またこの間、平成 23 (2011) 年には「障害者基本法」が改正され、「障害者」の定義の中で、発達障害を精神障害に含め、更に「社会的障壁」が生活を制限する原因と明示されるなどの変更がなされ、平成 25 (2013) 年に成立した「障害者差別解消法」では、行政機関などでの「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の提供」が求められ、平成 28 (2016) 年4月に施行されました。

一方、広島県においては、これらの制度改革や障害者を取り巻く環境の変化などによる新たな枠組みに対応するため、平成26(2014)年3月に「広島県障害者プラン(第3次広島県障害者計画)」、平成27(2015)年3月に「第4期広島県障害福祉計画」を策定し、障害者施策の基本的方向を更新しています。

本市においては、平成 27(2015)年3月に「障害者基本法」に基づく「第2次 安芸高田市障害者プラン」と、「障害者総合支援法」に基づく「安芸高田市障害福祉計画(第4期)」を策定し、「一わがまちで・ともに・じぶんらしく一輝いて暮らす安芸高田」を基本理念とし、市民総ヘルパー構想や障害者アシスタント事業などの独自事業も行いながら、障害福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきたところです。

この度、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正などの社会情勢の変化に加え、「安芸高田市障害福祉計画(第4期)」の計画期間満了に伴い、「安芸高田市障害福祉計画(第5期)」及び「安芸高田市障害児福祉計画(第1期)」(以下「本計画」と表記)を一体的に策定します。策定にあたっては、アンケート調査結果に基づく障害者の意識やニーズ、第2次安芸高田市障害者プラン策定後の社会情勢や本市の障害者を取り巻く現状の変化を踏まえ、より実効性のある計画を目指して策定します。



## ◆障害者施策のこれまでの経緯◆

年	★は一番を表現している。これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、
平成 14 (2002) 年	「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」の策定
T 12 40 (000 4) 5	障害者基本法の改正
平成 16 (2004) 年	精神保健医療福祉の改革ビジョン
平成 17 (2005) 年	発達障害者支援法の施行
	障害者自立支援法の施行
平成 18 (2006) 年	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の公布
	学校教育法の改正
平成 19 (2007) 年	重点施策実施5か年計画(平成 20(2008)年度~平成 24(2012)年
十成 19 (2007) 牛	度)の策定
	障害者権利条約への署名(未批准)
平成 20 (2008) 年	児童福祉法の改正
1 1992 20 (2000)	障害者雇用促進法の改正
平成 22 (2010) 年	改正障害者自立支援法の成立(関係法律整備法)
平成 23 (2011) 年	障害者虐待防止法の成立
1 /50 20 (2011)	改正障害者基本法の成立
平成 24 (2012) 年	障害者総合支援法の制定
7,72 = 1 (= 1 = 7 )	障害者虐待防止法の施行
	障害者総合支援法の施行
	障害者優先調達推進法の施行
_ (> 0.5 / 0.0 / 0.0 /	障害者雇用促進法の改正
平成 25 (2013) 年	障害者差別解消法の制定
	公職選挙法の一部改正の施行
	障害者基本計画(第3次)の策定
	障害者権利条約への批准
平成 26 (2014) 年	難病の患者に対する医療等に関する法律の成立
	改正精神保健福祉法の施行
平成 28 (2016) 年	『中音 4 左 が 解 月 左 り 施 行
平成 30 (2018) 年	一ツハノー 億総 活 雄 ノラノの 閣議 決 定 改正 障害 者総合 支援 法の 施 行
十,以 30 (2010) 年	以工PF古名形立义仮広V加1]



## 【2】国における障害福祉計画の考え方

- 1. 平成 30 (2018) 年度から施行される制度改正
  - ◆障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律(概要)◆
  - 1. 障害者の望む地域生活の支援
  - (1) 自立生活援助の創設
  - (2) 就労定着支援の創設
  - (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
  - (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
  - 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
  - (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
  - (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
  - (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
  - (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定)
  - 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
  - (1) 補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加)
  - (2)障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

## 2. 基本指針の見直し

これらの制度改正を踏まえ、第5期障害福祉計画の策定に係る基本指針の見直しが行 われています。見直しのポイントは次のとおりとなっており、見直し後の基本指針を踏 まえながら計画を策定していくことが求められます。

## ◆第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて◆

- 1. 基本指針見直しの主なポイント
- ・地域における生活の維持及び継続の推進・就労定着に向けた支援
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ・発達障害者支援の一層の充実
- 2. 成果目標(計画期間が終了する平成32(2020)年度末の目標)
  - ①施設入所者の地域生活への移行
  - ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
  - ③地域生活支援拠点等の整備

・障害者の芸術文化活動支援

- ④福祉施設から一般就労への移行
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】
- 3. その他の見直し
- ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援・難病患者への一層の周知
  - ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方

など



## 3. 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別され提供されています。これに加え、安芸高田市障害福祉計画(第4期)より児童福祉法に基づく障害児(福祉)サービスとの連携を図っています。また、平成30(2018)年度から「自立生活援助」や「就労定着支援」、「居宅訪問型児童発達支援」が新しく開始されます。



## ◆障害者総合支援法によるサービス体系◆

## 市町村

## 自立支援給付

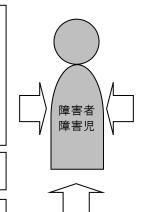
## 【介護給付】

- ・居宅介護(ホームヘルプ)
- ·重度訪問介護
- ·同行援護 ·行動援護
- ·重度障害者等包括支援
- ·生活介護 ·療養介護
- ・短期入所(ショートステイ)
- ·施設入所支援

## 【地域相談支援】

·地域移行支援 ·地域定着支援

【計画相談支援】



## 【訓練等給付】

- ·自立訓練(機能訓練·生活訓練)
- ·就労移行支援
- ·就労継続支援(A型·B型)
- ·就労定着支援
- ·自立生活援助
- ・共同生活援助(グループホーム)

#### 【自立支援医療】

- ·更生医療、育成医療
- ·精神通院医療(都道府県等が実施主体)

## 【補装具】

## 地域生活支援事業

- ·理解促進研修·啓発事業
- ·成年後見制度利用支援事業
- ·日常生活用具給付等事業
- ・地域活動支援センター事業
- ·自発的活動支援事業
- ·成年後見制度法人後見支援事業 ·意思疎通支援事業
- ·手話奉仕員養成研修事業
- ·相談支援事業
- ·移動支援事業
- ・その他の任意事業

## 支援

- ・専門性の高い相談支援
- ・広域的な対応が必要な事業
- ・人材育成 など

## 都道府県

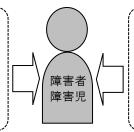
## ◆児童福祉法によるサービス体系◆

## 市町村

## 【障害児通所支援】

- ·児童発達支援 ·医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
- ·居宅訪問型児童発達支援

## 【障害児相談支援】



## 都道府県

## 【障害児入所支援】

- ·福祉型障害児入所施設
- ·医療型障害児入所施設

※「自立生活援助」「就労定着支援」「居宅訪問型児童発達支援」は平成30(2018)年より開始。



## 【3】本計画の性格

## 1. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービスなどの必要量及び必要量確保のための方策などを定める計画です。

また、本計画は、国や県の計画を踏まえつつ、上位計画である「安芸高田市総合計画」をはじめ、「安芸高田市高齢者福祉計画計画・介護保険事業計画」「健康あきたかた 21 推進計画」「安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」など、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に図り、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるようにします。

なお、本市の総合計画には、誰もが安心して暮らせる生活環境づくりとして、お互いが支え助け合う「共助」の考えによる「市民総ヘルパー構想」を掲げており、本計画もこの考え方に基づいて、行政と地域住民、保健・医療・福祉の連携による、具体的な事業展開に重点を置いた施策を進めます。



## ◆計画の位置づけ◆

	第 11 条 第 1項 基本計画	【上位計画	】安芸高田市総合計画
障害者基本法	第11条第2項 広島県障害者プラン	(# 0 \n	
法	第 11 条 第 3 項	第2次 安芸高田市 障害者プラン	
障害者総合支援法	第 88 条 第 1 項 第 87 条 第 1 項 第 89 条 第 1 項 広島県 障害福祉計画	安芸高田市 障害福祉計画 (第5期)	【関連計画】 ◆安芸高田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 ◆健康あきたかた21推進計画 調整連携 ・今安芸高田市子ども・子育て支援事業計画・・・など
改正児童福祉法	第 33 条の 19 第 1項 第 33 条の 20 第 1項 第 33 条の 22 第 1項 広島県 障害児福祉計画	安芸高田市 障害児福祉計画 (第1期)	



## 2. 障害者プランと障害福祉計画・障害児福祉計画の関係

「第2次安芸高田市障害者プラン」は、障害者基本法に基づき、長期的視点に立って 障害者の生活全般にわたる支援を行うための施策を規定する総合的な計画です。

「安芸高田市障害福祉計画(第5期)」は、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの具体的なサービス見込み量などを設定するもので、「安芸高田市障害児福祉計画(第1期)」は障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量などを設定するものです。

本計画は「安芸高田市障害福祉計画(第5期)」と「安芸高田市障害児福祉計画(第1期)」の両計画を一体のものとして策定しています。

◆「第2次安芸高田市障害者プラン」と

「安芸高田市障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)」の関連イメージ◆

## 第2次安芸高田市障害者プラン (障害者福祉に係る総合的な計画)

·交流·啓発·広報

·教育·育成

·生活環境

·保健·医療

·雇用·就業

·相談·情報

·生活支援

・コミュニケーション など

## 安芸高田市障害福祉計画(第5期)

- ・訪問系サービス見込量
- ・日中活動系サービス見込量
- ・居住系サービス見込量
- ·計画相談支援見込量
- ·地域移行支援見込量
- ·一般就労移行支援
- ・地域生活支援事業の推進 など

## 安芸高田市障害児福祉計画(第1期)

・指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの見込量



## 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間です。また、「第2次安芸高田市障害者プラン」は平成27(2015)年度から平成32(2020)年度までの6年間となっており、平成32(2020)年度に、各計画の取組の評価・見直しを行います。

	平成 27 年度 (2015年度)	平成 28 年度 (2016年度)	平成 29 年度 (2017年)	平成 30 年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020年度)	平成 33 年度 (2021年)	平成 34 年度 (2022年度)	平成 35 年度 (2023年度)	平成 36 年度 (2024年度)	平成 37 年度 (2025年度)	平成 38 年度 (2026 年度)
安芸高田市 障害者プラン			第2次	プラン					第3次	プラン		
安芸高田市障害福祉計画	第4期	計画		第5期	計画		第6期	計画		第7期	計画	
安芸高田市障害児福祉計画				第1期	障害児詢	計画	第2期	障害児詞	計画	第3期	障害児言	計画

## 4. 計画の策定方法

## (1)アンケート調査とヒアリング調査の実施

生活状況や健康の実態及び今後のニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、障害者と障害児の保護者に対し、アンケート調査を行いました。また、障害者団体・障害福祉サービス提供事業所へのアンケート調査とヒアリング調査を実施しました。

## (2) 安芸高田市障害者プラン推進協議会等による審議

障害者本人も参画している安芸高田市障害者プラン推進協議会、安芸高田市障害者自立支援協議会(以下「自立支援協議会」と表記)及び安芸高田市障害者プラン庁内検討会議で内容の検討・審議を行いました。

## (3) 市民意見募集(パブリックコメント) の実施

市民の皆さまから幅広い意見をいただくため、ホームページ、社会福祉課及び各支所窓口で、市民意見募集(パブリックコメント)を行いました。

実施期間	平成 30(2018)年 2月 14日(水)~平成 30(2018)年 3月 2日(金)
公表場所	安芸高田市ホームページ 安芸高田市福祉保健部社会福祉課、各支所窓口係
受付方法	窓口への持参、郵便、ファックス、電子メール



# 第2章 計画の基本的な考え方

## 【1】計画策定・推進の視点

国の制度改正や障害者の現状とアンケート調査などから、本計画の策定の視点について、次のとおり整理します。

## 1. 地域共生社会の実現

国においては、少子高齢・人口減少社会が進展する中、まち・ひと・しごと創生や一億総活躍社会の実現に向け、誰もが役割を持ち活躍できる地域共生社会の実現を目指しています。本市では「お互いさま」の精神に基づく自助・共助・公助による「市民総へルパー構想」を掲げており、これらの理念に基づきながら、障害者が支えられる側であるとする一方的な関係でなく、障害者が他の市民を支えたり一緒に社会を支えあったりという相互の関係づくりや、個性や価値観の違いを認め合う地域コミュニティの形成を進めます。

また、新たな「互助・共助」の形を整えた「生活支援員制度」の構築など、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組みます。

## 2. 障害に対する理解の促進と障害を理由とする差別の解消

すべての市民が、障害の有無にかかわらず一人の人間として等しく権利が尊重され、 あらゆる場面において選択の機会と社会参加の機会が保障される社会の実現を目指しま す。そのためには市民一人ひとりの障害に対する正しい理解と、地域社会における相互 理解の促進が必要です。啓発活動を引き続き推進し、社会的障壁の除去、障害を理由と する差別の解消、人権意識や福祉に対する意識の全市的な高揚に努めます。

#### 3. 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるように、可能な限り障害者本人が自ら意思決定できるよう支援することが重要です。障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な支援を提供するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に取り組みます。



## 4. 相談支援体制の充実と高齢化に対応した施策の展開

障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスをはじめとする様々な福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支援し、利用者のニーズに対応した相談支援体制の構築が重要です。

サービスの提供体制の確保に努めるとともに、各相談機関における連携体制の強化を図ります。

また、障害者の高齢化が進む中、高齢化に伴う生活の不安、介護家族の不安などの解消に向けた施策を推進します。さらに、移動に係る支援ニーズも高いことから、サービス提供体制の確保に取り組みます。

## 5. 保健や医療支援体制の充実

障害者が生涯にわたって、より健康な生活を送ることができるよう、保健や医療サービスの充実を図り、障害の種類や年代などに応じた適切な保健指導をはじめ、総合的な障害者の健康づくりのための支援が引き続き必要です。

保健・医療支援の充実は、早期発見、早期治療、障害予防にも結びつくことから、障害者の健康づくりを重視した施策の推進を図ります。

## 6. 障害児の健やかな育成支援

専門的な支援の充実、障害児の子育て経験のある親等のつながり、地域の保健、医療、 障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携により、乳幼児期から学校卒業ま で身近な地域で支援を受けて健やかに成長できるように地域支援体制を構築します。

障害児のライフステージに沿った切れ目のない支援体制の連携により、障害の有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できる地域社会を目指します。

※ここでいう「児童」とは、児童福祉法に基づき「満 18 歳に満たない者」のことをいいます。



## 7. 地域生活への移行とその基盤整備

障害者への自立支援の観点から、施設や病院等の入所・入院から地域生活への移行、 地域生活の継続の支援といった課題に対応したグループホーム、地域移行支援、地域定 着支援の充実など、提供体制の整備を推進します。

また、障害者の生活を地域全体で支える体制として地域生活支援拠点等を整備し、地域のボランティア活動など、地域の社会資源を最大限に活用していきます。

特に、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めるために地域生活への移行、 自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居、また、緊急時のショートス テイの受け入れ等、障害者の高齢化や重度化といった現状も見据えて、これらの機能を 強化していきます。

さらに、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアの実現を進めます。

## 8. 福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着 支援)の推進により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。

さらに、福祉施設から一般就労への移行に加え、特別支援学校卒業者や離職者に対する 就職の支援、障害者に対する一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図るなど、障害 者雇用全般についての取組を、関係機関、サービス提供事業者等と協力して進めます。

## 9. 国の動向に対応した事業の推進と国の制度等の有効な活用

制度改正や見直しなどの国の動向に対応した障害者施策を推進するとともに、このような国の新たな施策や制度等を有効に活用しながら、障害者やその家族への支援環境づくりや、事業者等が事業参入しやすい体制づくりに努めます。

顕在化した地域課題の解消に取り組む上で、現行制度の見直しが必要な場合には、積極的に国・県等への働きかけを行います。



## 【2】基本理念と施策の方向

## 1. 基本理念

本市では、「第2次安芸高田市障害者プラン」及び「安芸高田市障害福祉計画(第4期)」に基づき、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会づくりを目指し、様々な障害者支援施策や障害福祉サービスの基盤整備に努めてきました。

本計画においても、「第2次安芸高田市障害者プラン」で掲げた基本理念を踏襲し、障害者支援施策及び障害福祉サービスのさらなる活動の充実と推進を目指します。

## ● 本計画の基本理念 ●

# 一 わがまちで・ともに・じぶんらしく 一 「輝いて暮らす安芸高田」



# 第3章 障害児・者を取り巻く現状

## 【1】障害児・者の動向

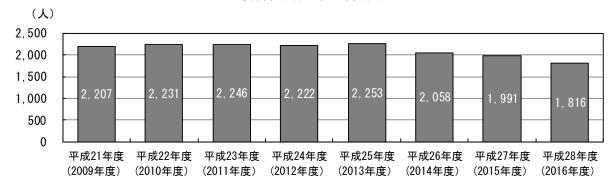
## 1. 身体障害者

身体障害者手帳所持者数は、平成 28 (2016) 年度において 1,816 人となっています。平成 21 (2009) 年度から平成 25 (2013) 年度までは微増傾向でしたが、平成 25 (2013) 年度から平成 28 (2016) 年度にかけては、減少傾向にあります。平成 26 (2014) 年 4 月に手帳の認定基準が見直されたことで、手帳所持者の自然減に対して新規取得者が減少したことが影響しているものと思われます。

年齢階層別では、平成 28 (2016) 年度は 65 歳以上の割合が 8 割以上を占めており、市全体の高齢化率と比べても身体障害者の高齢化が進んでいる状況があります。

等級別にみると、平成 28 (2016) 年度では「4級」が 461 人と最も多く、全体の 25.4%を占めています。次いで「1級」が 441 人、「3級」が 387 人の順となって います。

#### ◆身体障害者手帳所持者数◆



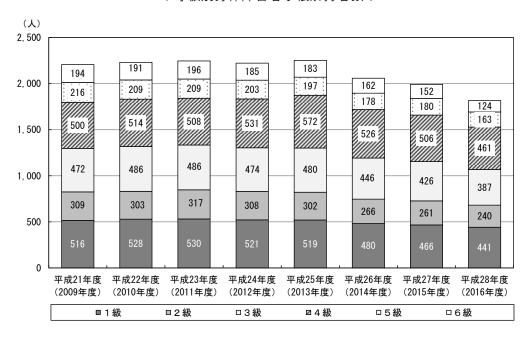
(人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	(2009年度)	(2010年度)	(2011年度)	(2012年度)	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)
18 歳未満	14	15	19	17	15	15	15	12
18 歳~64 歳	542	536	520	469	452	398	364	328
65 歳以上	1,651	1,680	1,707	1,736	1,786	1,645	1,612	1,476
総数	2,207	2,231	2,246	2,222	2,253	2,058	1,991	1,816

資料:社会福祉課(各年度末)



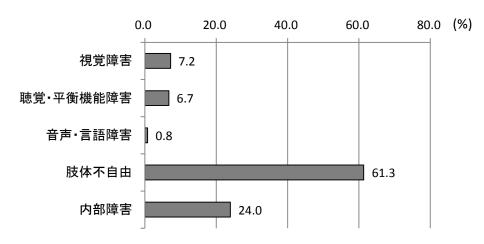
## ◆等級別身体障害者手帳所持者数◆



資料:社会福祉課(各年度末)

障害の種類別割合をみると、平成 28 (2016) 年度末では「肢体不自由」が 61.3% と最も高く、次いで「内部障害」が 24.0%と続いています。

#### ◆身体障害者手帳所持者の種類別割合(平成28(2016)年度末)◆



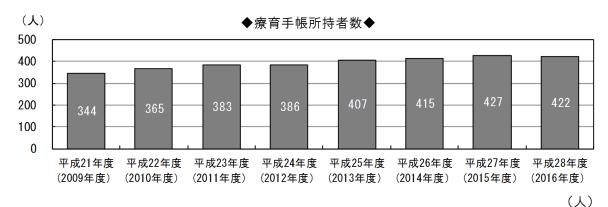
資料: 社会福祉課(平成 28(2016)年度末)



## 2. 知的障害者

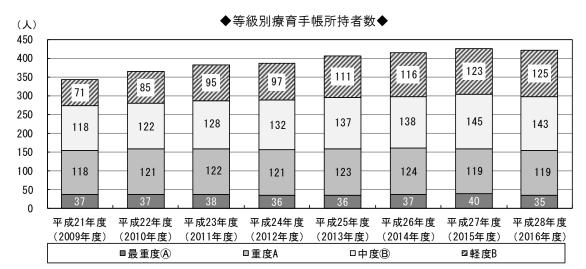
療育手帳所持者数は、平成 28 (2016) 年度において 422 人となっています。平成 27 (2015) 年度までは増加傾向で推移しています。人口減少・少子高齢化が進展する中にあって、所持者数が増加しているのは、以前に比べて障害への理解と早期療育の必要性の認識が深まって、手帳を取得されるようになったことが要因と思われます。

等級別にみると、平成 28 (2016) 年度では、「中度®」が 143 人と最も多く、次いで、「軽度B」が 125 人、「重度A」が 119 人の順となっています。



平成 21 年度 平成 22 年度 平成 23 年度 平成 24 年度 平成 25 年度 平成 26 年度 平成27年度 平成 28 年度 (2009年度) (2010年度) (2011年度) (2012年度) (2013年度) (2014年度) (2015年度) (2016年度) 52 58 71 67 70 72 18 歳未満 69 66 18 歳~64 歳 259 272 272 278 290 300 302 292 35 49 55 58 65 歳以上 33 40 41 48 344 365 383 386 407 415 427 422 総数

資料:社会福祉課(各年度末)



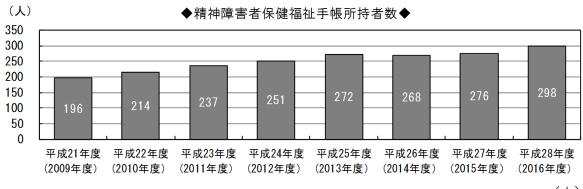
資料:社会福祉課(各年度末)



## 3. 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 28 (2016) 年度において 298 人となっています。所持者数は増加傾向で推移しており、平成 23 (2011) 年度から平成 28 (2016) 年度にかけて 61 人の増加となっています。

等級別にみると、平成 28 (2016) 年度では「2級」が 199 人と最も多く、全体の 6割以上を占めています。

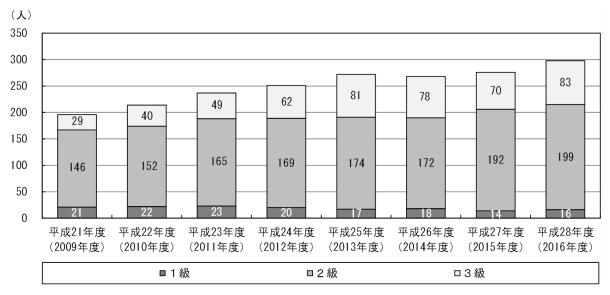


(人)

	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
18 歳未満	4	6	9	12	12	12	11	14
18 歳~64 歳	175	181	188	197	210	202	215	220
65 歳以上	17	27	40	42	50	54	50	64
総数	196	214	237	251	272	268	276	298

資料:広島県立総合精神保健福祉センター(各年度末)

#### ◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数◆

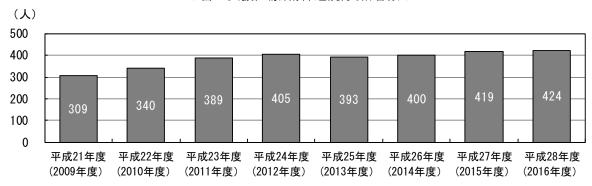


資料:広島県立総合精神保健福祉センター(各年度末)



通院により精神障害の医療を受ける場合に自己負担分を補助する自立支援医療(精神通院)受給者数は、平成28(2016)年度現在で424人となっており、近年増加傾向で推移しています。

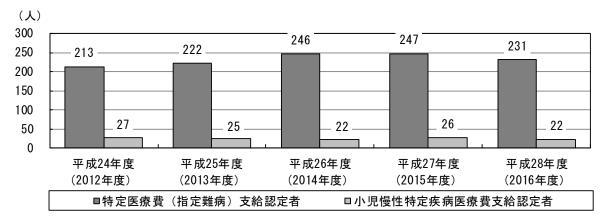
## ◆自立支援医療(精神通院)受給者数◆



資料:広島県立総合精神保健福祉センター(各年度末)

## 4. 難病患者

特定医療費(指定難病) 支給認定者数は、平成 28 (2016) 年度現在で 231 人となっています。また、小児慢性特定疾病医療費支給認定者数は、平成 28 (2016) 年度現在で 22 人となっています。



資料: 広島県健康対策課(平成 26(2014)年 12 月 31 日までは、それぞれ特定疾患治療研究事業承認者数、小児慢性特定疾患治療研究事業承認者数)





## 5. 障害支援区分認定者

障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、サービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つです。

障害支援区分認定者数は、平成 28 (2016) 年度現在で 212 人となっており、近年は 200 人強で推移しています。

## ◆障害支援区分認定者数◆

(人)

	平成 21 年度	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度
	(2009年度)	(2010 年度)	(2011年度)	(2012 年度)	(2013 年度)	(2014 年度)	(2013 年度)	(2016 年度)
区分1	1	2	3	7	6	3	4	2
区分2	29	35	41	39	42	40	33	26
区分3	43	57	65	56	52	57	61	62
区分4	26	25	38	33	33	28	31	35
区分5	25	29	34	31	30	31	28	25
区分6	30	35	41	40	43	60	62	62
総数	154	183	222	206	206	219	219	212

資料:社会福祉課(各年度末)

## 6. 雇用・就労の状況

ハローワークを通じた障害者の就職件数は、平成28(2016)年度現在で身体障害者が 2件、知的・精神・その他障害者が18件となっており、いずれも前年度を下回っています。

市内に本社のある企業(対象労働者50人以上規模)における障害者の実雇用率は、平成29(2017)年6月1日現在で6.92%と、法定雇用率2.0%を大きく上回っていますが、雇用率達成企業の割合は69.0%と障害者を雇用する企業に偏りがみられます。

市役所における障害者の実雇用率については、平成29(2017)年6月1日現在で3.21% と法定雇用率2.3%を上回っています。

## ◆市内の求職状況◆

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度					
		(2012年度)	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)				
有効求人数(A)	人	728	778	761	680	610				
有効求職者数(B)	人	559	544	476	425	394				
有効求人倍率(A)/(B) 倍		1.30	1.43	1.60	1.06	1.55				

資料:ハローワーク安芸高田(各年度末)





## ◆身体障害者の職業紹介状況◆

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
		(2012年度)	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)
新規求職申込件数(A)	件	19	17	14	9	20
有効求職者数	人	44	52	39	32	28
就職件数(B)	件	5	3	6	6	2
就職率(B)/(A)	%	26.3	17.6	42.9	66.7	10.0

資料:ハローワーク安芸高田(有効求職者数は各年度末)

## ◆知的・精神・その他障害者の職業紹介状況◆

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
		(2012年度)	(2013年度)	(2013年度) (2014年度)		(2016年度)
新規求職申込件数(A)	件	41	29	28	38	34
有効求職者数	人	47	62	62	75	52
就職件数(B)	件	23	18	21	29	18
就職率(B)/(A)	%	56.1	62.1	75.0	76.3	52.9

資料:ハローワーク安芸高田(有効求職者数は各年度末)

## ◆民間企業における雇用状況◆

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	
		(2012年)	(2013年)	(2014年)	(2015年)	(2016年)	(2017年)	
対象企業数(A) A		社	21	19	23	26	29	29
雇	算定基礎労働者数	人	2,970.0	2,853.0	3,459.0	3,445.0	3,623.0	3,643.0
雇用状況	障害者の数	人	227.0	229.0	257.5	249.5	245.0	252.0
況	実雇用率	%	7.64	8.03	7.45	7.24	6.75	6.92
雇用	率達成企業数(B)	社	10	12	13	14	22	20
雇用署	率達成業の割合(B)/(A)	%	47.6	63.2	56.5	53.8	75.9	69.0

資料:ハローワーク安芸高田(各年6月1日)

## ◆安芸高田市役所における雇用状況◆

		平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数(A)	人	410.0	399.5	383.5	368.0	337.5	343.0
障害者の数(B)	人	12.0	10.0	9.0	11.0	11.0	11.0
実雇用率(B)/(A)	%	2.93	2.50	2.35	2.99	3.26	3.21

資料:総務課(各年6月1日)



## 7. 障害児の状況

安芸高田市こども発達支援センター(以下「こども発達支援センター」と表記)は、 就学前の発達が気になる児童とその保護者に対して必要な相談支援や教室活動などを行 う機関として、平成 26 (2014) 年6月に開所しました。

活動状況のうち「発達相談・マッサージ」の延件数及び「幼児の親子教室」の実施回数・参加延組数が増加しています。

平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在の特別支援学級に在籍する児童の数は、小学校で38 人、中学校で21 人、通級による指導の対象となる児童の数は、小学校で31 人、中学校で3人です。特別支援学校に在籍する児童の数は、小学部が4人、中学部が2人、高等部が21 人となっています。

※ここでいう「児童」とは、児童福祉法に基づき「満 18 歳に満たない者」のことをいいます。

◆こども発達支援センターの活動状況◆

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
		(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)
発達相談 (ベビーマッサージ含む)	延件数	64	139	162
// · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	延訪問園数	37	32	31
保育所支援 	延人数	205	106	80
乳児の親子教室	実施回数	13	23	23
1.100税丁狄主	参加延組数	55	112	106
4.日の知る教育	実施回数	29	64	83
幼児の親子教室 	参加延組数	160	317	465

資料:こども発達支援センター(平成 26(2014)年6月開所のため、平成 26(2014)年度の数値は6月から翌年3月までのもの)

◆特別支援学級・特別支援学校等の在籍状況(平成 29(2017)年5月1日現在)◆ (人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	総数	
4+ D1 + 127 24 47 + 75 + 1 44	小学校	9	5	6	4	9	5	38
特別支援学級在籍者数	中学校	8	6	7				21
マグルレス状治の社会セル	小学校	5	4	6	9	5	2	31
通級による指導の対象者数	中学校	3	0	0				3
	小学部	1	2	0	1	0	0	4
特別支援学校在籍者数	中学部	0	2	0				2
	高等部	9	4	8				21

資料:特別支援学級在籍者数、通級による指導の対象者数は安芸高田市教育委員会 特別支援学校在籍者数については、小学部・中学部が安芸高田市教育委員会、高等部が社会福祉課

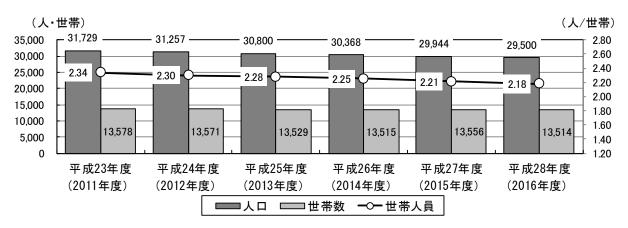


## 【2】人口等の動向

## 1. 人口・世帯数の動き

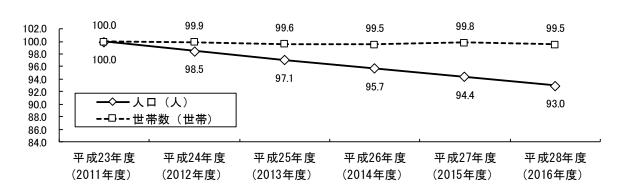
本市の総人口は、平成 28 (2016) 年度現在で 29,500 人となっており、この5年間で約 2,200 人の減少(平成 23 (2011) 年度を 100.0 とした場合 93.0) となっており、近年、人口減少が顕著に進行しています。また、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 23 (2011) 年度の 2.34 人から平成 28 (2016) 年度で 2.18 人となっており、緩やかに小家族化傾向が進んでいます。

#### ◆人口:世帯数の推移◆



資料:住民基本台帳(各年度末)

#### ◆人口伸び率(平成 23(2011)年度を 100.0 とした場合)◆



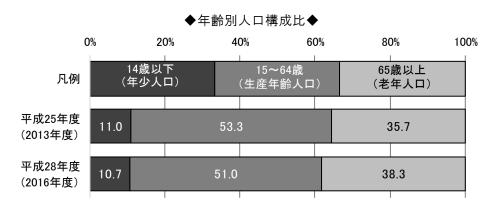
注: 伸び率は、平成 23(2011)年度を 100.0 とした場合の各年の割合

資料:住民基本台帳(各年度末)



## 2. 年齡別人口構成

年齢別人口構成をみると、平成 28 (2016) 年度において 14 歳以下の年少人口比が 10.7%、15~64 歳の生産年齢人口比が 51.0%、65 歳以上の老年人口比(高齢化率)が 38.3%となっており、3人に1人以上が高齢者となっています。



資料:住民基本台帳(各年度末)

## 3. 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年マイナスで推移しています。つまり、死亡者数が出生者数を上回っている状態にあります。

転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回るマイナスを示していますが、近年は転入者の増加により、転出超過の人数は低くなっています。

平成 28 (2016) 年度では、自然動態がマイナス 366 人、社会動態がマイナス 19 人であり、合計 385 人の人口減少となっています。

◆人口動態◆										
			自然動態(c)	社会動態			人口動態			
	出生者数 (a)	死亡者数 (b)		転入者数 (d)	転出者数 (e)		(g)			
平成 25 年度 (2013 年度)	168	486	-318	751	874	-123	-441			
平成 26 年度 (2014 年度)	178	517	-339	1,033	1,172	-139	-478			
平成 27 年度 (2015 年度)	193	529	-336	923	959	-36	-372			
平成 28 年度 (2016 年度)	154	520	-366	979	998	-19	-385			

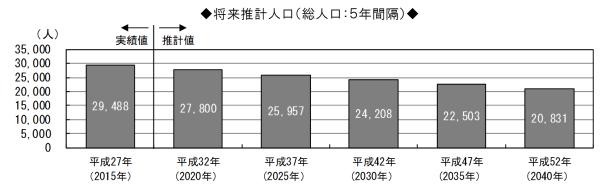
注:(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料:広島県人口移動統計調査(各年度 10 月1日現在)



## 4. 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果によると、本市の総人口は、およそ 10 年後の平成 37 (2025) 年には約 26,000 人に減少すると予想され、さらに 25 年後の平成 52 (2040) 年には約 21,000 人と、現在の人口の約7割の規模まで減少すると予想されています。



資料:国立社会保障・人口問題研究所(平成 25(2013)年3月推計) 平成 27(2015)年のみ国勢調査

年齢別人口構成比の将来推計をみると、65歳以上の高齢者の人口の割合を示す高齢 化率は高齢者人口の増加と総人口の減少に伴い上昇傾向で推移すると予想されます。平 成32(2020)年以降では4割以上で推移し、その後も上昇を続けます。

このように本市においては、総人口は減少していくものの、高齢者の人口割合は増加していくという推計となっています。

#### 80% 100% 0% 20% 40% 60% 平成27年(2015年) 21.9 10.9 16.8 50.4 24.5 17.3 平成32年(2020年) 48.5 9.7 28.0 平成37年(2025年) 15.1 47.8 9.2 30.3 13.0 47.9 平成42年(2030年) 8.8 平成47年(2035年) 31.2 12.6 47.5 8.6 平成52年(2040年) 31.0 14.5 45.8 8.7 ■老年人口(75歳以上) ■老年人口(65~74歳)

□生産年齢人口(15~64歳)

◆年齢別人口構成比の将来推計(5年間隔)◆

資料: 国立社会保障・人口問題研究所(平成 25(2013)年3月推計) 平成 27(2015)年のみ国勢調査

□年少人口(0~14歳)



# 第4章 アンケート調査結果の概要

計画の策定にあたり、市内の障害者(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者等)に対し、現在の生活状況や障害福祉サービスの利用状況及び今後の利用希望などのニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

以下に、アンケート調査の主な結果を抜粋しています。

調査名称	18 歳以上対象調査							
	市内にお住まいの下記に該当する 18 歳以上の方							
調査対象	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方							
	・障害福祉サービス受給者証を交付された方							
調査方法	郵送配付:回収							
調査期間	平成 29 年(2017 年)5 月 25 日(木)~6 月 9 日(金)							
	身体障害者手帳所持者 1,720 人 療育手帳所持者 280 人							
配付数	精神障害者保健福祉手帳所持者 330 人							
	手帳を所持しないで受給者証を交付された方 7人							
	合計 2,337 人(重複除外 98 人 実配布数 2,239 人)							
回収状況	1,104 件(49.3%)重複除外ベース							

調査名称	18 歳未満対象調査						
	市内にお住まいの下記に該当する 18 歳未満の方の保護者						
調査対象	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方						
	・通所受給者証、福祉サービス受給者証を交付された方						
	・特別支援学級、特別支援学校に在籍する児童・生徒						
調査方法	郵送配付:回収						
調査期間	平成 29 年(2017 年)5 月 25 日(木)~6 月 9 日(金)						
	身体障害者手帳所持者 13人						
	療育手帳所持者 65 人						
<b>邢□ /→ 米/r</b>	精神障害者保健福祉手帳所持者 16人						
配付数	手帳を所持しないで受給者証を交付された方 57人						
	特別支援学校·特別支援学級在籍者 65 人						
	合計 216人(重複除外 74人 実配布数 142人)						
回収状況	62 件(43.7%)重複除外ベース						

#### ◆図表等の見方◆

- (1)集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。従って回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合があります。
- (2)2つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、その回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- (3)図表や文中に示すNは、比率算出上の基数(標本数)です。
- (4)図表中において、回答割合が極端に少ない数値(例:0.0%、0.1%など)は、図と干渉して見えにくい場合などに省略している場合があります。
- (5)図表によっては「その他」や「無回答」の項目を省略している場合があります。
- (6)文章が長い選択肢については、適宜、要約している場合があります。
- (7)アンケート調査の主な結果を抜粋しています。



## 18 歳以上対象調査

## 【1】回答者属性

## 1. 障害者手帳種類別回答者

障害者手帳種類別の回答者について、身体障害者\*(身体障害者手帳所持者)が875人、知的障害者\*(療育手帳所持者)が121人、精神障害者\*(精神障害者保健福祉手帳所持者)が128人となっています。

## ◆障害者手帳種類別回答者(問3)◆

(上段:回答人数、下段:構成比)

	全体	1級	2級	3級	4級	5級	6級	無回答
身体障害者※	875	203	128	207	210	60	53	14
月 体 降 舌 白	100.0%	23.2%	14.6%	23.7%	24.0%	6.9%	6.1%	1.6%

	全体	(8)	Α	®	В	無回答
知的障害者※	121	15	27	38	40	1
和的牌音有	100.0%	12.4%	22.3%	31.4%	33.1%	0.8%

	全体	1級	2級	3級	無回答
精神障害者※	128	10	82	36	0
相仲與音有	100.0%	7.8%	64.1%	28.1%	0%

※「第4章 アンケート調査結果の概要」内においては、「身体障害者」は身体障害者手帳を所持していると回答した人、「知的障害者」は療育手帳を所持していると回答した人、「精神障害者」は、精神障害者保健福祉手帳を所持していると回答した人のことであり、手帳を所持していないと回答した人の障害は反映されていません。

## 2. 年齡別回答者

回答者を年齢別にみると、65歳以上が791名で約7割を占めており、特に身体障害者で65歳以上の割合が高くなっています。

## ◆年齢別回答者(問1)◆

(人)

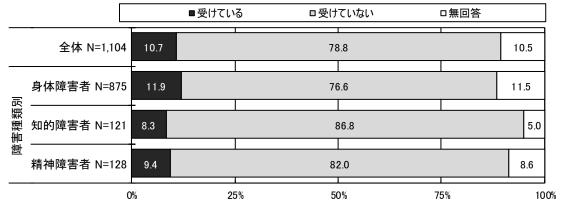
		18~29 歳	30~39 歳	40~49 歳	50~64 歳	65 歳以上	無回答
全体(N=1	(,104)	35	45	52	141	791	40
	身体障害者 (N=875)	6	10	22	92	730	15
障害 種類別	知的障害者 (N=121)	27	21	17	30	25	1
	精神障害者 (N=128)	6	18	20	36	42	6



## 3. 特定医療費(指定難病)支給認定の有無

特定医療費(指定難病)支給認定については、全体の 10.7%が受けており、障害の 種類による大きな差は目立ちませんが、身体障害者でやや多くなっています。

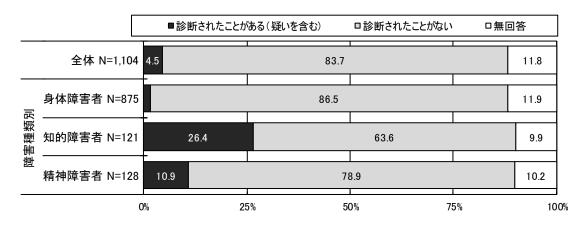
◆特定医療費(指定難病)支給認定の有無(問4)◆



## 4. 発達障害診断の有無

発達障害診断については、全体の4.5%が「診断されたことがある(疑いを含む)」と回答しており、特に、知的障害者で3割弱を占めています。

◆発達障害診断の有無(問 5)◆





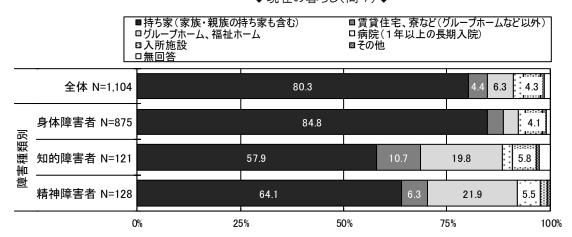
## 【2】住まいや日常生活

## 1. 現在の暮らしと今後の意向

現在の暮らしについては、全体では「持ち家(家族・親族の持ち家も含む)」が8割近くを占めており、身体障害者ではその割合が高くなっています。知的障害者・精神障害者では、およそ5人に1人が「グループホーム、福祉ホーム」で暮らしています。

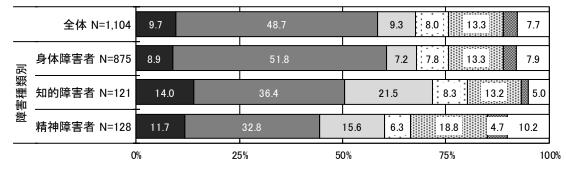
希望の暮らし方を尋ねたところ、全体では「家族といっしょに暮らしたい」という希望が48.7%で最も多くなっています。知的障害者では、「グループホーム、福祉ホームなど」での生活希望者が比較的多くみられます。

## ◆現在の暮らし(問7)◆



## ◆希望の暮らし方(問 11)◆

■一般の住宅で一人暮らしをしたい ■家族といっしょに暮らしたい □グループホーム、福祉ホームなど(支援や見守りがある共同生活の場)で暮らしたい □障害のある人や高齢者向けの入所施設で暮らしたい(入所を続けたい) □わからない ■その他 □無回答

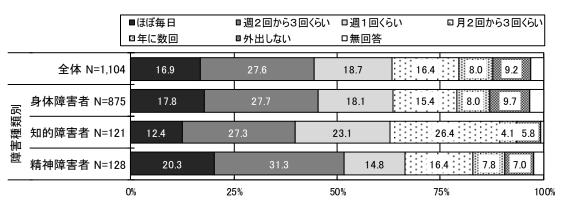




## 2. 外出頻度

外出の頻度については、「ほぼ毎日」「週2回から3回くらい」「週1回くらい」が合計で63.2%となっており、約6割の人が週1回以上外出していることがうかがえます。

一方で「月2回から3回くらい」「年に数回」「外出しない」の回答が全体で3割強となっており、外出頻度が低い又は外出機会がない人が一定数いることがうかがえます。



◆外出頻度(問 14)◆

## 3. 外出の主な目的と外出しやすくなるために必要なこと(通院・通学・通所は除く。)

外出の主な目的は、全体では「買い物」が76.6%で突出しており、「散歩」が25.0%、「友人や知人の家への訪問」が21.3%と続いています。

知的障害者では、「旅行、キャンプなど」及び「鑑賞(コンサート、映画など)・スポーツ観戦」の割合が他の障害と比べて高くなっています。また、精神障害者では、「地域の行事や自治振興会活動」の割合が他の障害と比べて低くなっています。

外出しやすくなるために必要なことでは、「一緒に出かけてくれる人がいること」「公 共交通機関(鉄道・バスなど)が充実していること」が高くなっており、知的障害者で 特にその傾向が高くなっています。

▼ / I □ • / □ □ / (I=)		5/(延郎 延子 延/川6)が(。/▼					
	全体 N=967	身体障害者 N=761	知的障害者 N=113	精神障害者 N=116			
買い物	76.6	75.3	87.6	86.2			
散歩	25.0	25.5	22.1	27.6			
友人や知人の家への訪問	21.3	21.4	17.7	18.1			
地域の行事や自治振興会活動	17.6	19.4	14.2	4.3			
鑑賞(コンサート、映画など)・ スポーツ観戦	11.5	10.8	18.6	16.4			
習い事	8.7	9.9	5.3	6.0			
旅行、キャンプなど	8.6	7.8	15.9	6.9			
スポーツ活動	7.4	7.1	8.0	6.9			
福祉・ボランティア活動	7.1	7.5	3.5	5.2			
その他	22.3	22.9	11.5	22.4			
無回答	3.8	4.1	1.8	3.4			

◆外出の目的(問 15)(通院·通学·通所は除く。)◆ (%)



◆外出しやすくなるために必要なこと(問 17)(通院·通学·通所は除く。)◆ (%)

	全体 N=1,104	身体障害者 N=875	知的障害者 N=121	精神障害者 N=128
一緒に出かけてくれる人がいること	34.5	33.5	44.6	35.2
公共交通機関(鉄道・バスなど)が 充実していること	22.8	20.2	40.5	30.5
特にない・わからない	22.7	23.0	19.0	20.3
移動支援のサービス(同行援護・ 行動援護など)が充実していること	16.2	16.5	19.8	14.1
だれでも参加できる 行事が充実すること	14.9	14.5	19.0	15.6
障害がある方専用の駐車場が 充実していること	14.3	17.0	6.6	3.9
市民の障害に対する理解が深まること	13.5	12.3	19.8	18.8
施設、道路などが バリアフリー化されていること	12.1	14.2	5.0	3.1
行事や活動の参加費が安く済むこと	9.4	8.0	9.9	19.5
コミュニケーション支援 (通訳など) が充実していること	2.3	1.7	5.0	3.1
その他	3.3	3.5	2.5	3.1
無回答	9.5	9.9	5.8	10.2

## 【3】仕事

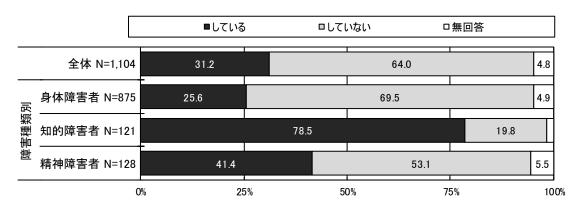
## 1. 就労状況

就労している障害者は、全体で 31.2%の割合となっています。18 歳-64 歳では、63.4%が現在就労しています。

就労状況をみると、身体障害者では「自営業者」が最も多く、知的障害者及び精神障害者では「福祉施設・作業所などで働いている」や「企業などで臨時職員、アルバイト、パートとして働いている」の割合が高くなっています。

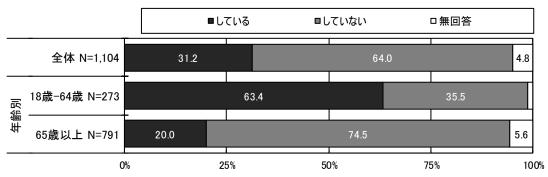
◆就労状況(会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしているか)(問 19)◆

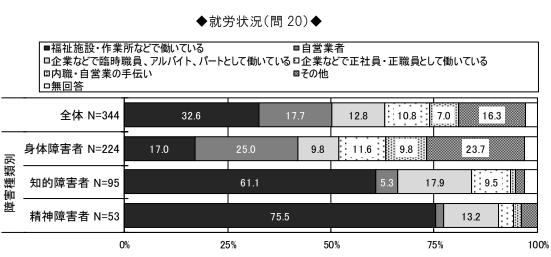
## ■障害種類別





#### ■年齢別





#### 2. 働けない・働きたくない理由

働けない・働きたくない理由は、全体では「障害が重い、病弱であるため」が 70.6% で突出しています。次いで「働くことが不安であるため」が 21.1%、「自分に合う(できる)仕事がないため」が 16.1%で続いています。

18歳-64歳では、「働くことが不安であるため」「自分に合う(できる)仕事がないため」「働く場が見つからないため」の割合が65歳以上と比べて高くなっています。

◆働けない・働きたくない理由(問 22)◆ (%)

	全体 N=180	18歳-64歳 N=53	65歳以上 N=119
障害が重い、病弱であるため	70.6	56.6	78.2
働くことが不安であるため	21.1	37.7	12.6
自分に合う(できる)仕事がないため	16.1	28.3	9.2
通勤が困難であるため	11.1	15.1	9.2
働く場が見つからないため	10.0	18.9	5.0
家事・育児・介助・介護のため	3.3	5.7	2.5
職場の人間関係がわずらわしいため	3.3	7.5	0.8
賃金が低いなどの労働条件が悪いため	1.1	3.8	-
その他	8.9	11.3	6.7
無回答	3.9	3.8	4.2



# 3. 必要と思う障害者就労支援

必要と思う障害者就労支援について、障害種類別にみると、身体障害者では、「障害のある人に配慮した設備が整っていること」が27.3%で最も高く、「障害に対する周囲の理解があること」が21.6%、「就職に向けた相談ができたり、支援を受けられること」が20.2%となっています。

知的障害者、精神障害者では、「障害に対する周囲の理解があること」が最も高く、「就職に向けた相談ができたり、支援を受けられること」が続いています。

◆必要と思う障害者就労支援(問 23)◆ (%)

	全体 N=1,104	身体障害者 N=875	知的障害者 N=121	精神障害者 N=128
障害のある人に配慮した 設備が整っていること	27.2	27.3	20.7	28.1
障害に対する周囲の理解があること	24.8	21.6	40.5	37.5
特にない・わからない	22.5	23.0	20.7	18.8
就職に向けた相談ができたり、 支援を受けられること	21.7	20.2	25.6	32.8
自分がやりたいことや、 やりがいのある仕事であること	14.6	13.4	22.3	18.8
自宅で仕事ができること	14.4	14.3	9.9	17.2
通勤手段があること	12.9	11.9	19.8	16.4
就職後も長く仕事を続けられる ための支援を受けられること (ジョブコーチ、就労定着支援など)	12.8	10.3	24.0	16.4
賃金が充実していること	12.0	9.9	24.8	19.5
通院などの休暇制度があること	6.7	5.5	9.9	14.1
就労のための職業訓練が充実すること	4.7	4.2	5.8	7.0
その他	2.2	2.6	1.7	0.8
無回答	18.4	20.9	8.3	9.4



# 【4】相談

悩みや困ったことの相談相手は、「家族、親族」がすべての障害種類別において最も高くなっています。

身体障害者では、次いで「友人・知人」、「医師や看護師などの医療関係者」が続いています。知的障害者では「障害福祉事業所の職員」が、精神障害者では「医師や看護師などの医療関係者」続いており、障害種類別により相談相手に違いがみられます。

◆相談相手(問 25)◆

(%)

	全体 N=1, 104	身体障害者 N=875	知的障害者 N=121	精神障害者 N=128
家族、親族	73.1	76.2	60.3	64.1
友人、知人	21.6	20.9	23.1	26.6
医師や看護師などの医療関係者	19.3	17.7	14.0	29.7
相談支援事業所、ケアマネージャー	13.2	14.5	6.6	8.6
障害福祉事業所の職員	10.0	5.8	33.9	26.6
近所の人	9.8	10.4	6.6	5.5
安芸高田市 障害者基幹相談支援センター	9.2	7.2	15.7	19.5
役所(国・県・市)の窓口	7.3	6.9	10.7	10.9
相談ごとはない	5.8	6.2	5.0	4.7
職場の上司や同僚	4.6	3.0	18.2	8.6
ホームヘルパー	3.5	3.7	5.8	2.3
相談したいができない(しない)	3.3	3.3	3.3	3.9
障害者相談員	3.1	3.3	5.0	5.5
民生委員・児童委員	2.8	3.0	2.5	3.1
障害者団体や家族会	1.1	0.8	1.7	3.9
学校	0.5	0.2	1.7	0.8
ボランティア	0.4	0.2	-	-
安芸高田市こども発達支援センター	0.2	-	-	-
その他	2.2	1.4	4.1	3.9
無回答	6.6	6.4	3.3	5.5



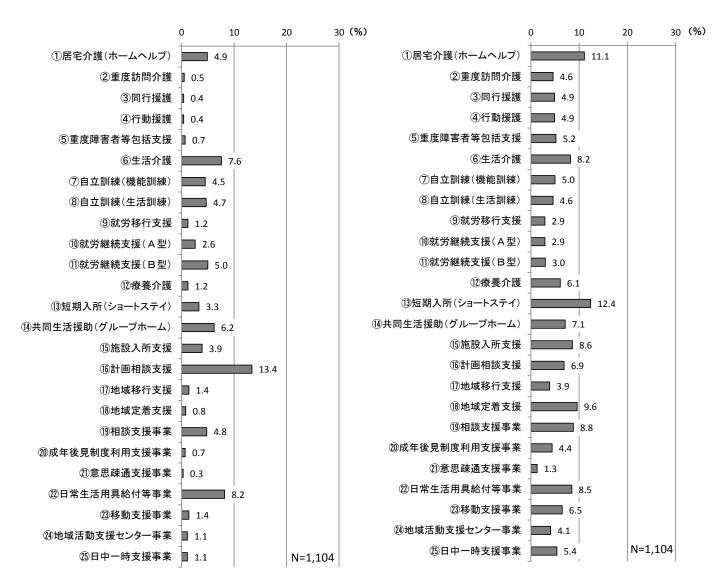
# 【5】障害福祉サービスの利用

障害福祉サービスの現在の利用では「⑯計画相談支援」や「⑫日常生活用具給付等事業」などが多くなっていますが、今後の希望をみると「⑬短期入所(ショートステイ)」「①居宅介護(ホームヘルプ)」「⑱地域定着支援」などのニーズが高くなっています。

#### ◆現在の利用と今後の利用希望(問 31)◆

#### 【現在の利用】

#### 【今後の利用希望】

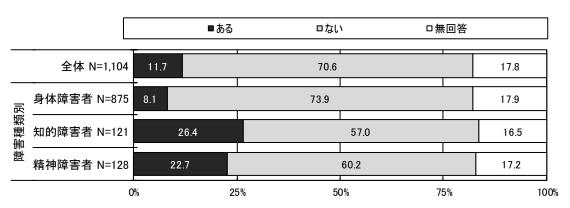




# 【6】権利擁護

障害があることを理由に差別された経験について、全体では「ある」が 11.7%となっています。

障害種類別では、知的障害者、精神障害者で20%台となっています。



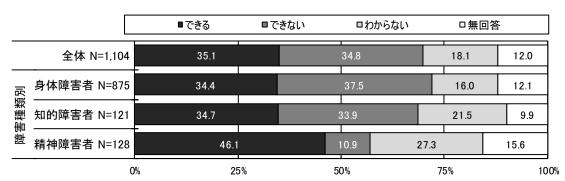
◆障害があることを理由に差別された経験(問34)◆

# 【7】災害時の避難など

災害時の一人での避難については、全体では、およそ3人に1人が「できない」と回答しています。

精神障害者では、「できる」が46.1%で「できない」と比較して高くなっています。 災害が起きたときに支援してほしいことは、全体では「災害情報を知らせてほしい」 「必要な治療や薬を確保してほしい」「避難場所までの避難を支援してほしい」が高く なっています。

知的障害者では「必要な食料を確保してほしい」が最も高く、精神障害者では「必要な治療や薬を確保してほしい」が最も高くなっており、障害種類別により必要な支援ニーズが異なることがうかがえます。



◆災害時の一人での避難(問 37)◆



# ◆災害が起きたときに支援してほしいこと(問 40)◆

(%)

	全体 N=1, 104	身体障害者 N=875	知的障害者 N=121	精神障害者 N=128
災害情報を知らせてほしい	31.9	32.5	26.4	30.5
必要な治療や薬を確保してほしい	23.7	22.1	24.0	39.8
避難場所までの避難を支援してほしい	22.5	23.8	20.7	20.3
必要な食料を確保してほしい	19.5	16.6	33.1	32.0
避難場所の設備 (トイレ・段差など) を整備してほしい	19.0	21.5	9.1	8.6
避難時の声かけをしてほしい	14.3	13.7	16.5	17.2
避難場所で障害に応じたきめ細かな 支援をしてほしい	12.9	12.5	14.9	13.3
避難場所を教えてほしい	12.6	11.4	22.3	14.8
特にない・わからない	10.2	9.1	17.4	10.2
手話など、コミュニケーション手段を 確保してほしい	1.4	1.6	1.7	1.6
その他	0.9	0.8	-	1.6
無回答	14.1	14.7	11.6	13.3



# 【8】今後の施策

今後、役所(国・県・市)に最優先で取り組んでほしいことは、身体障害者、精神障害者では「年金・手当などの充実」が最も高くなっています。知的障害者では、「障害がある人の働く場の確保」が最も高くなっています。

年齢別にみると、18歳-64歳、65歳以上どちらも「年金・手当などの充実」が最も高く、18歳-64歳では「障害がある人の働く場の確保」が続いています。

◆今後、役所(国・県・市)に最優先で取り組んでほしいこと(問 42)◆

■障害種類別 (%)

	全体 N=1, 104	身体障害者 N=875	知的障害者 N=121	精神障害者 N=128
年金・手当などの充実	34.6	34.2	29.8	43.8
障害のある人に配慮した	24.5	26,2	24.8	15.6
建物や交通機関の整備				
医療費の負担軽減	22.2	22.7	14.9	27.3
特にない・わからない	17.8	17.0	25.6	19.5
市民向けの障害について理解を 深めるための活動の充実	17.5	16.6	22.3	18.0
障害がある人の働く場の確保	17.3	14.3	31.4	34.4
障害がある人の入所施設の整備	17.2	16.9	23.1	18.0
障害に関する相談体制の充実	15.5	14.4	16.5	22.7
救急医療の整備	13.7	14.5	10.7	11.7
災害対策の充実	12.1	12.6	11.6	10.9
障害がある人も暮らしやすい				
住宅の確保	10.1	9.3	15.7	10.9
家族などの介助者の休養に関すること	10.1	10.7	7.4	7.0
医療的ケアが受けられる	10.1	11.4	5.0	4.7
在宅サービスの充実	10.1	11.4	3.0	1.7
専門的な訓練、	8.5	9.6	3.3	4.7
<u>リハビリテーションの実施</u> コミュニケーションや情報の		_		_
コミューケーションや情報の  確保に関する支援の充実	8.4	8.8	5.8	9.4
ホームヘルプサービスの充実	8.2	8.3	8.3	8.6
グループホームなどの整備	8.1	5.7	19.8	14.8
生活や訓練の場として必要な	5.9	5.6	8.3	4.7
サービス事業所の整備				
通勤通学のための移動の支援	4.9	4.2	10.7	6.3
障害者健診の充実 (乳幼児検診を含む)	4.9	4.7	5.8	6.3
スポーツ・文化芸術・	4.1	4.0	4.1	5.5
レクリエーション活動の振興	4.1	4.0	4.1	
学校教育や生涯学習の充実	3.9	3.7	1.7	5.5
発達障害に対する支援	3.6	2.4	7.4	8.6
高次脳機能障害に対する支援	1.8	1.6	-	5.5
その他	1.4	1.5	0.8	1.6
無回答	12.3	12.9	7.4	7.8





■年齢別 (%)

	全体	18歳-64歳	65歳以上
	N=1, 104	N=273	N=791
年金・手当などの充実	34.6	44.0	31.5
障害のある人に配慮した	24.5	26.0	24.3
建物や交通機関の整備			
医療費の負担軽減	22.2	23.8	21.7
特にない・わからない	17.8	15.4	19.0
市民向けの障害について理解を 深めるための活動の充実	17.5	19.0	16.3
障害がある人の働く場の確保	17.3	39.6	9.4
障害がある人の入所施設の整備	17.2	17.2	17.3
障害に関する相談体制の充実	15.5	19.0	14.5
救急医療の整備	13.7	14.7	13.9
災害対策の充実	12.1	15.0	11.3
障害がある人も暮らしやすい	10.1	11.7	9.6
住宅の確保	10.1	9.9	10.1
家族などの介助者の休養に関すること	10.1	9.9	10.1
医療的ケアが受けられる 在宅サービスの充実	10.1	5.9	11.5
専門的な訓練、	8.5	5.1	9.5
リハビリテーションの実施 コミュニケーションや情報の		_	
コミューゲーションや情報の  確保に関する支援の充実	8.4	9.2	8.1
ホームヘルプサービスの充実	8.2	7.0	8.7
グループホームなどの整備	8.1	14.7	5.9
生活や訓練の場として必要な	5.9	7.0	5.6
サービス事業所の整備	3.9	7.0	3.6
通勤通学のための移動の支援	4.9	9.5	3.3
障害者健診の充実 (乳幼児検診を含む)	4.9	5.9	4.6
スポーツ・文化芸術・			2.0
レクリエーション活動の振興	4.1	5.1	3.8
学校教育や生涯学習の充実	3.9	5.5	3.4
発達障害に対する支援	3.6	7.7	2.3
高次脳機能障害に対する支援	1.8	2.9	1.5
その他	1.4	0.7	1.8
無回答	12.3	4.8	14.4



# 【9】支援者の状況

# 1. 主な支援者

主な支援者については、身体障害者では、「配偶者」や「子ども、孫」、知的障害者では「父母、祖父母」や「ホームヘルパーや施設の職員」が多く、障害種類別により違いがみられます。

年齢別でみると、18歳-64歳では「父母、祖父母」や、「ホームヘルパーや施設の職員」が多く、65歳以上では「配偶者(夫または妻)」「子ども、孫」が高くなっています。

# ◆主な支援者(問9)◆

■障害種類別

	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者
	N=1, 031	N=823	N=111	N=119
配偶者(夫または妻)	37.9	42.0	9.9	27.7
子ども、孫 (子どもや孫の配偶者を含む)	25.9	30.3	5.4	6.7
ホームヘルパーや施設の職員	15.0	11.3	38.7	27.7
支援や介護は受けていない	12.2	13.1	4.5	10.1
父母、祖父母	8.6	3.8	38.7	20.2
きょうだい (きょうだいの配偶者を含む)	6.6	5.0	12.6	16.0
友だち・仲間など	2.8	2.4	2.7	5.9
その他の親族	1.6	1.3	1.8	3.4
ボランティア	0.4	0.4	-	0.8
その他	2.8	2.7	3.6	5.0
無回答	10.8	11.2	5.4	7.6

■年齢別 (%)

	全体 N=1,031	18歳-64歳 N=261	65歳以上 N=732
配偶者(夫または妻)	37.9	23.8	42.6
子ども、孫(子どもや孫の配偶者を含む)	25.9	6.1	33.5
ホームヘルパーや施設の職員	15.0	24.5	12.4
支援や介護は受けていない	12.2	13.0	12.4
父母、祖父母	8.6	31.8	0.3
きょうだい (きょうだいの配偶者を含む)	6.6	11.9	4.4
友だち・仲間など	2.8	4.2	2.2
その他の親族	1.6	1.9	1.6
ボランティア	0.4		0.5
その他	2.8	3.4	2.5
無回答	10.8	7.3	11.3



(%)

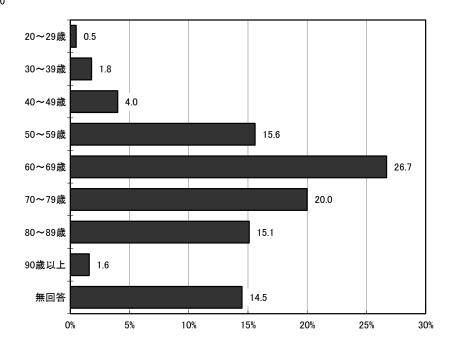
# 2. 主な支援者の年齢

主な支援者の年齢は、70歳以上が36.7%となっており、60歳以上を合計すると、6割強を占めています。支援者の高齢化、いわゆる「老老介護」\*1や「老障介護」\*2の状況がうかがえます。

- ※1【老老介護】高齢者が高齢者の介護を続ける状態。
- ※2【老障介護】高齢の親が障害のある子どもの介護を続ける状態。

#### ◆主な支援者の年齢(問 43)◆

(数量) N=550





# 18 歳未満対象調査

# 【1】回答者属性

# 1. 障害者手帳種類別回答者

障害者手帳種類別の回答者について、知的障害者\*が 20 人で他の障害種類と比べ多くなっています。

# ◆障害者手帳種類別回答者(問3)

(上段:回答人数、下段:構成比)

	全体	1級	2級	3級	4級	5級	6級	無回答
身体障害者 <sup>※</sup>	7	1	3	2	0	0	1	0
月	100.0%	14.3	42.9	28.6	0	0	14.3	0

	全体	(A)	Α	®	В	無回答
知的障害者※	20	0	2	4	14	0
和的牌音名	100.0%	0	10	20	70	0

	全体	1級	2級	3級	無回答
₩ <b>≠</b> ₩ <b>+</b> ₩ <b>+</b> ₩	6	0	5	1	0
精神障害者*	100.0%	0	83.3	16.7	0

※「第4章 アンケート調査結果の概要」内においては、「身体障害者」は身体障害者手帳を所持していると回答した人、「知的障害者」は療育手帳を所持していると回答した人、「精神障害者」は、精神障害者保健福祉手帳を所持していると回答した人のことであり、手帳を所持していないと回答した人の障害は反映されていません。

# 2. 年齢別回答者

年齢別の回答者数は下記のとおりです。

# ◆年齢別回答者(問1)

(人)

		0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12 歳	13~15 歳	16~18 歳	無回答
全体(N=0	62)	4	14	13	11	13	6	1
	身体障害者 (N=7)	1	2	1	-	1	2	-
障害 種類別	知的障害者 (N=20)	2	3	4	4	3	3	1
	精神障害者 (N=6)	-	-	1	2	2	1	-



# 【2】障害児の保健福祉と教育

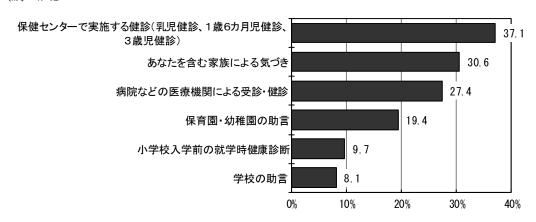
# 1. 発達上の課題への気づき

お子さんの障害や発達上の課題に気づいたきっかけについて、「保健センターで実施する健診」が37.1%で最も高く、「あなたを含む家族による気づき」が30.6%で続いています。

お子さんの障害や発達上の課題に早く気づけたと思うかについては、8割以上が「思う」となっていますが、「思わない」も2割弱となっており、障害や発達上の課題に早期に気づき、早期に支援が可能となる環境づくりが求められます。

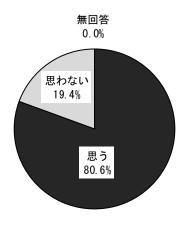
#### ◆お子さんの障害や発達上の課題に気づいたきっかけ(問 6)◆

#### (MA) N=62



# ◆お子さんの障害や発達上の課題に早く気づけたと思うか(問 7)◆

(SA) N=62





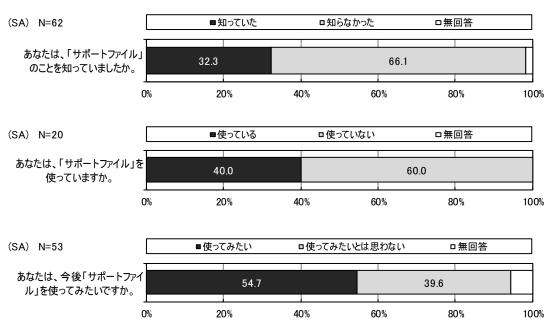
# 2. サポートファイル\*の利用

サポートファイルを知っていた人は全体の3割強となっており、十分に認知されていない状況がうかがえます。また、知っていた人のうち使っているのは4割で、6割が「使っていない」と回答しています。

サポートファイルのことを「知らなかった」「使っていない」と回答した人のうち、今後の使用意向は過半数が「使ってみたい」、約4割が「使ってみたいと思わない」と回答しています。使ってみたいと思わない理由については、「使い方がよくわからないから」が最も高く、使用方法の周知や使用のきっかけづくりが重要であることがうかがえます。

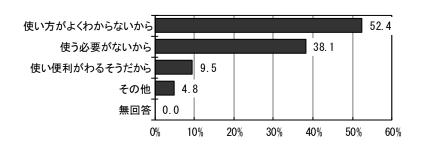
※サポートファイルとは、障害者の生育歴やサポート、ケアの仕方を、乳幼児期から成人期にいたるまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートのことです。サポートファイルは、「記録」「保管」「活用」するファイルで、本人に関する様々な情報(接し方、特徴、支援の方法やこれまでの相談機関や現在の支援機関)をまとめることができます。

#### ◆サポートファイルの認知度や利用状況(問 11~13)◆



# ◆サポートファイルを使ってみたいと思わない理由(問 14)◆

#### (MA) N=21





# 3. 学校・園で生活する上で充実してほしいこと

学校・園で生活する上で充実してほしいことは、「職員の理解と配慮」が51.6%で最も多くなっています。次いで「周囲の子どもたち(又はその保護者)の理解」が43.5%、「専門的な指導」が33.9%で続いています。職員や周囲の子どもたちの理解を求める割合が高いことがうかがえます。

◆学校・園で生活する上で充実してほしいこと(問 25)◆ (%)

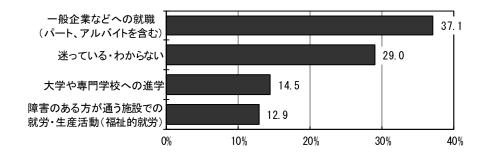
	全体 N=62	身体障害者 N=7		精神障害者 N=6	手帳未所持 N=27
職員の理解と配慮	51.6	57.1	50.0	50.0	51.9
周囲の子どもたち(又はその保護者) の理解	43.5	14.3	20.0	33.3	63.0
専門的な指導	33.9	28.6	30.0	33.3	40.7
就学指導・進路指導	25.8	-	15.0	50.0	33.3
校内・園内での人的支援	19.4	42.9	30.0	-	11.1
学校生活に必要な設備	6.5	14.3	15.0	-	3.7
送迎など通学・通園への支援	6.5	14.3	10.0	16.7	-
特にない・わからない	6.5	-	5.0	-	7.4
投薬や客痰吸引など、医療的なケア	1	-	-	-	-
その他	3.2	-	10.0	-	-
無回答	•	-	-	-	-

### 4. 卒業後の希望の進路

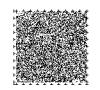
児童が高等学校等を卒業した後の希望の進路は、「一般企業などへの就職(パート、アルバイトを含む)」が37.1%で最も高くなっています。次いで「迷っている・わからない」が29.0%、「大学や専門学校への進学」が14.5%、「障害のある方が通う施設での就労・生産活動(福祉的就労)」が12.9%で続いています。希望の実現に向けた、就労先の確保や就職に向けた支援が求められます。

#### ◆卒業後の希望の進路(問 27)◆

#### (SA) N=62



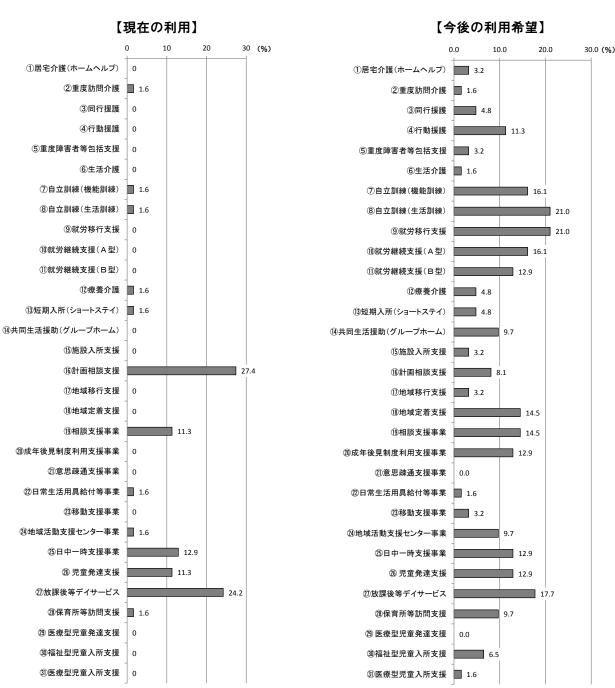




# 【3】障害福祉サービスの利用

障害福祉サービスの現在の利用では「⑯計画相談支援」や「㉑放課後等デイサービス」 等が多くなっていますが、今後の希望をみると「⑧自立訓練(生活訓練)」「⑨就労移行 支援」「㉑放課後等デイサービス」等のニーズが高くなっています。

### ◆現在の利用と今後の利用希望(問 32)◆



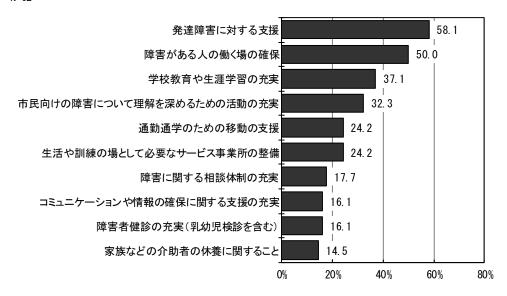


# 【4】今後の施策

今後、役所(国・県・市)に最優先で取り組んでほしいことについて、「発達障害に対する支援」が58.1%、「障害がある人の働く場の確保」が50.0%でともに多くの方が希望されています。

◆今後、役所(国・県・市)に最優先で取り組んでほしいこと(問 43)◆

#### (MA) N=62





# 第5章 計画の推進

# 1. 庁内推進体制の整備

本計画の推進にあたっては社会福祉課が中心的な役割を果たすことになります。しかし、本計画は、福祉・保健・医療・教育・雇用、そしてまちづくり等、幅広い分野で障害者施策を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、そのための庁内関係部署との連携を、より一層強化した推進体制の整備を図ります。

# 2. 関係機関との連携の強化

地域全体で障害者を支援するという観点から、庁内の体制整備のみならず、地域住民、社会福祉協議会、障害者関係団体、サービス提供事業所、保健医療機関、NPO 等民間団体、住民ボランティアなど、地域における福祉ネットワークの構築・強化を 進めます。

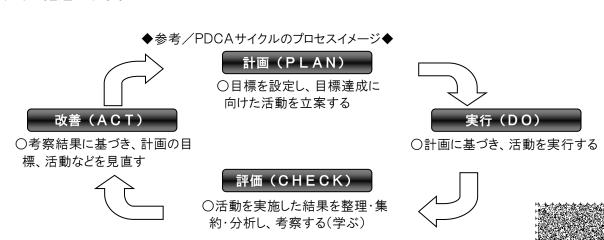
地域の障害福祉にかかわる関係者や当事者及びその家族等により構成される自立支援協議会を活性化し、課題ごとに設けた4つの専門部会(権利擁護、児童、就労、地域生活)を中心に、計画を推進するにあたっての課題や具体化に向かっての協議を行っていきます。

### 3. 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、定期的に事業の達成状況や評価、サービスの利用量などの進行状況について取りまとめを行うとともに、達成状況の分析及び評価等を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを検討します。

PDCAサイクルを活用して本計画において設定した目標数値を各年度で確認し、評価・検討した上で、施策や指標の見直し等を検討します。計画の最終年度である平成32(2020)年度には、障害福祉サービスの成果目標や活動目標の見直しを行い、次期計画の策定につなげます。

なお、「第2次安芸高田市障害者プラン」においても、事業展開については、定期的に進行管理及び実施状況の点検・評価を行い、必要に応じて内容を見直すなど、より効果的に推進します。



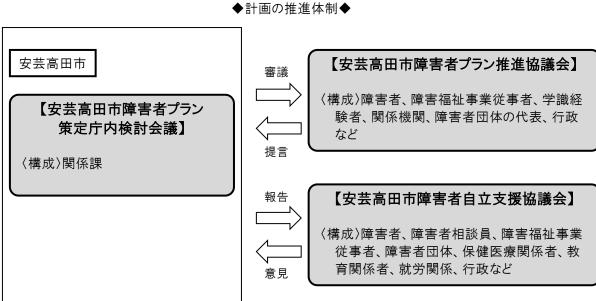
# 4. サービスの質の確保と経営基盤の安定化

市の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、登録事業者がサービス提供 者となりますが、これらの事業者に対しては、一定の基準を設けるとともに苦情処理 体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげ ます。

また、このようなサービスの質の確保に加えて、障害児・者が継続的にサービスを 利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、 行政としての支援のあり方についても、今後、さらに検討を進めます。

### 5. 計画や制度の周知と情報提供

本市の障害児・者が、必要とするサービスを適切に受けることができるよう、本計 画の概要や障害福祉サービス等の制度について、様々な機会を活用し、利用者、サー ビス提供事業所、福祉関係団体等に周知し、円滑な事業の実施及びサービスの適切な 利用を促進します。また、そのための、サービス内容や利用手続き等の積極的な情報 提供に努めます。





# 第6章 障害福祉計画(第4期)の実施状況

# 【1】成果目標の達成状況

# 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

【基準値 平成 25(2013)年度末時点の施設入所者数 93 人】

	平成 29 年度	第3期	第4期計画期間				
項目	(2017年度) (目標値)	平成 26 年度 (2014 年度) (実績)	平成 27 年度 (2015 年度) (実績)	平成 28 年度 (2016 年度) (実績)	平成 29 年度 (2017 年度) (見込)		
年度末入所者数	89 人	98 人	96 人	96 人	94 人		
地域生活移行者数 (単年)		1人	1人	0人	1人		
地域生活移行者数 (累計)	5 人	1人	2 人	2 人	3 人		
施設入所者減少数 (単年)		5 人増	2 人減	0人	2 人減		
施設入所者減少数 (累計)	4 人	5 人増	3 人増	3 人増	1 人増		

# 【点検·評価】

平成 25 (2013) 年度末時点の施設入所者数 93 人を基準として、平成 29 (2017) 年度末までに 4 人 (4.3%) を削減目標として設定していました。平成 28 (2016) 年度末までに施設入所者のうち 2 人が地域生活へ移行しましたが、新たな施設入所があり、施設入所者は平成 25 (2013) 年度末時点より 3 人増加しました。地域生活を希望する人のニーズの把握とあわせ、グループホームの設置を含めた安心して地域生活へ移行できる体制整備が必要です。



### 2. 地域生活支援拠点等の整備

	平成 29 年度	第3期	第	第4期計画期間				
項目	(2017年度) (目標値)	平成 26 年度 (2014 年度) (実績)	平成 27 年度 (2015 年度) (実績)	平成 28 年度 (2016 年度) (実績)	平成 29 年度 (2017 年度) (見込)			
整備箇所数	2 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所			

# 【点検・評価】

地域生活支援拠点等とは、障害者の障害の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要とされる居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をつくるものです。

平成 28 (2016) 年度からは自立支援協議会内に地域生活支援部会を設置し、本市の整備方法について協議してきました。これまでの協議で、一部新規に整備しながら、すでにあるサービスや社会資源をネットワークでつなぐ面的な体制整備を行う方針に決まりました。今後、具体的な設計のための協議を進めます。

# 3. 福祉施設から一般就労への移行

項目	平成 29 年度	第3期	第3期 第4期計画期間			
	(2017年度) (目標値)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	
	(日标旭)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	
一般就労移行者数	6 人	0 人	1人	4 人	1人	
就労移行支援事業	2 人	10 人	13 人	11 1	E I	
利用者数	2 入	10 人	13 人	11 人	5 人	
就労移行率 3 割以上の	1 か <u>正</u>	りか託	0 to 115	しか託	0 to 11F	
就労移行支援事業所	1 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	

#### 【点検・評価】

福祉施設利用者のうち、平成29(2017)年度中に一般就労へ移行する人を6人と目標設定しました。平成28(2016)年度には4人が一般就労へ移行しています。

一方、就労移行支援事業の利用者は、平成 26 (2014) 年に市内 2 か所の就労移行支援事業所が開設したことにより、平成 28 (2016) 年度までは目標値を大きく上回る実績となっています。しかしながら、平成 29 (2017) 年度は 1 事業所が休業したことにより、利用者数が大きく減少しました。

今後は一般就労移行者を増やすため、福祉施設の支援の充実とあわせ、自立支援協議会就労支援部会が中心となって取り組んでいる一般企業の職場体験実習の活用や相談支援の向上、関係機関や他分野との連携強化の取組を進める必要があります。また、一般就労後の定着支援についても取り組んでいくことが求められています。



# 【2】障害福祉サービス等事業量の点検・評価

1. 訪問系サービス ※実績は年間の平均値(グループホームの定員総数を除く)

1. M/H//K/		7 7 7 7	十四07129世			
			第3期		94期計画期間	
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
			(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)
	1	•	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)
	   時間/月	計画値	2,542	700	700	700
居宅介護	#0 [EI] / / I	実績値	612	617	568	515
1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	人/月	計画値	112	52	52	52
	7(/)1	実績値	43	40	39	36
	時間/月	計画値	360	60	60	60
   重度訪問介護	时间/ 万	実績値	0	0	0	0
主反的问기或	人/月	計画値	6	1	1	1
	Λ/Л	実績値	0	0	0	0
	時間/月	計画値	200	65	65	65
同行援護		実績値	12	13	11	9
[円]]]及受	人/月	計画値	4	2	2	2
		実績値	2	1	1	1
	時間/月	計画値	200	50	50	50
   行動援護		実績値	0	0	0	0
1 到 及 吱	人/月	計画値	4	1	1	1
	Λ/Л	実績値	0	0	0	0
	時間/月	計画値	800	0	0	0
重度障害者等	时间/ 刀	実績値	0	0	0	0
包括支援	人/月	計画値	4	0	0	0
	八/万	実績値	0	0	0	0
	時間/月	計画値	4,102	875	875	875
合 計	时间/月	実績値	624	630	579	524
	1/8	計画値	130	56	56	56
	人/月	実績値	45	41	40	37



# 【点検·評価】

訪問系サービスについては、各サービスともに見込量を下回っています。

行動援護、重度障害者等包括支援については、市内に事業所がなく、サービスを提供 できる環境が整っていません。

居宅介護と重度訪問介護は市内に5事業所ありますが、介護職員不足で休日や夜間の支援に入れないことや、男性ヘルパーが少なく同性介護ができないことなど課題も多く、潜在的ニーズはあるものの利用が増えない状態にあります。

今後、医療的ケアの必要な方の在宅支援も増えてくるものと思われ、人材確保が課題 としてあげられます。



# 2. 日中活動系サービス

2. <b>1</b> 17131X			第3期	第	94期計画期間	<b></b>
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
			(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)
		T	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)
	人日/月	計画値	2,618	1,882	1,882	1,882
生活介護	, , , , ,	実績値	1,882	1,943	1,955	1,908
工作开設	人/月	計画値	119	116	116	116
	) (/ ) J	実績値	101	103	103	99
	人日/月	計画値	22	22	22	22
自立訓練	ハロノハ	実績値	23	20	14	21
(機能訓練)	人/月	計画値	1	1	1	1
	八/万	実績値	1	1	1	1
	10/8	計画値	550	22	22	22
自立訓練	人日/月	実績値	0	0	0	0
(生活訓練)	人/月	計画値	25	1	1	1
		実績値	0	0	0	0
	人日/月	計画値	726	154	154	154
<b>计兴场</b> 亿十级		実績値	114	159	175	43
就労移行支援 	人/月	計画値	33	7	7	7
		実績値	8	9	10	3
	10/0	計画値	2,200	1,562	1,562	1,562
就労継続支援	人日/月	実績値	1,488	1,547	1,558	1,636
(A型)	1 / 0	計画値	100	71	71	71
	人/月	実績値	69	72	73	72
	10/0	計画値	3,476	2,640	2,640	2,640
就労継続支援	人日/月	実績値	2,430	2,435	2,291	2,467
(B型)	. / 🗖	計画値	158	120	120	120
	人/月	実績値	122	124	120	126
. <del></del>	. / 🗆	計画値	15	14	14	14
療養介護	人/月	実績値	13	13	13	13
		計画値	364	70	70	70
<i>6</i> = ₩□ 3 = <i>C</i>	人日/月	実績値	99	64	37	58
短期入所	–	計画値	52	10	10	10
	人/月	実績値	9	10	9	10



# 【点検·評価】

日中活動系サービスは、障害者の一般就労への移行や社会参加を促進するため、それ に必要な能力・知識の向上を図る訓練や生産活動の場を提供するものです。また、施設 における介護が必要な方へのサービスを確保するものです。

就労移行支援は、市内にそれまでなかった事業所が平成26(2014)年に2事業所できたことで、平成27(2015)年度と平成28(2016)年度は計画値を超える利用がありました。

しかしながら、利用者が一般就労に結びつかないことによる報酬減算等、事業所運営の難しさから平成29(2017)年度から1事業所が休止となっており、平成29(2017)年度は実績値が大幅に減ることが見込まれます。個別ニーズの把握による事業所へのマッチングや一般就労先の確保が必要です。

一方、自立訓練の事業所は市内になく、利用が少ない状況となっています。 短期入所についても、計画値を大きく下回っていますが、医療的ケアが必要な方や、 緊急的な受け入れの体制整備が今後の課題です。

### 3. 居住系サービス

			第 3 期	第4期計画期間			
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
			(2014 年度)	(2015 年度)	(2016 年度)	(2017年度)	
			(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	
	1.70		93	60	65	70	
共同生活援助	人/月	実績値	62	63	63	64	
(グループホーム)	市内の	計画値		156	161	166	
	定員総数	実績値	151	163	172	178	
施設入所支援	人/月	計画值	76	93	91	89	
加政八川又饭		実績値	95	97	95	94	

#### 【点検·評価】

市内のグループホームの定員については、計画値を上回る数で整備が進んでいますが、 常に満床の実状があります。入所施設や精神科病院等からの地域移行や、障害者や家族 の重度化・高齢化に対応するためには、地域の居住支援の一つとして、さらなるグルー プホームの整備促進が求められています。



# 4. 相談支援

				第4期計画期間			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		
			(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	
			(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	
	人/月	計画値	10	10	10	10	
計画相談支援	八/月	実績値	35	37	33	32	
地域移行支援	人/月	計画値	3	1	1	1	
地域修1]又版	八/月	実績値	0	0	1	0	
地域定着支援	l / FI	計画値	3	3	5	7	
地域足倡义饭	人/月	実績値	3	5	5	2	

### 【点検·評価】

相談支援については、計画相談支援が見込値を大きく上回っています。計画相談支援は、障害福祉サービスの利用を希望する人にサービス等利用計画を作成する事業です。 平成 24 (2012) 年度から、本市が障害福祉サービスを支給決定している約 370 人に対して計画的に利用拡大し、平成 28 (2016) 年度中には計画作成率 100%を達成しました。

しかしながら、計画を立てることのできる相談支援専門員の不足により、一人あたりの業務量が過重となっている現実があります。サービスの支給決定期間に合わせて計画を立てる必要があることから、特定の月に業務がかたよらないよう、平成 28 (2016)年 10 月からはサービス利用者の誕生月をサービス支給決定期間の終期とするよう業務の見直しを図りました。今後はさらに計画の質の向上を図るためにも、相談支援専門員の増員やスキルアップの取組が重要となります。

地域移行支援、地域定着支援については、長期入院・施設入所者の地域移行を進めていく上で、大変重要な事業です。これらのサービス利用につながっていくよう関係機関の連携強化や仕組みづくりが必要です。



# 【3】地域生活支援事業の点検・評価

# 1. 必須事業

		第3期	第	34期計画期	間		
				平成 26 年度 (2014 年度) <b>(実績)</b>	平成27年度 (2015年度) (実績)	平成 28 年度 (2016 年度) (実績)	平成 29 年度 (2017 年度) (見込)
理	解促進研修·啓発	事業					
	広報啓発	実施の	計画値	実施	実施	実施	実施
	<b>四</b> 报合元	有無	実績値	実施	実施	実施	実施
白	発的活動支援事業	実施の	計画値	実施	実施	実施	実施
	元时沿到又汲于未	有無	実績値	実施	実施	実施	実施
		実施	計画値	1	1	1	1
	ボランティア活動支援	か所	実績値	1	1	1	1
	(アシスタント事業)	延べ 利用件数	計画値	120	114	138	162
		(件/年)	実績値	64	47	47	47
相	談支援事業		1				
	障害者相談	実施	計画値	2	3	3	3
	支援事業	か所	実績値	3	3	3	3
	基幹相談支援	設置の	計画値	_	設置	設置	設置
	センター	有無	実績値	設置	設置	設置	設置
	基幹相談支援セン	実施の	計画値		実施	実施	実施
	ター機能強化事業	有無	実績値	_	実施	実施	実施
	住宅入居等	実施の	計画値	実施	実施	実施	実施
	支援事業	有無	実績値	実施	実施	実施	実施
成	年後見制度	利用件数	計画値	1	2	2	2
利	用支援事業	(件/年)	実績値	0	1	0	1
成	年後見制度	実施の	計画値	実施	実施	実施	実施
法	人後見支援事業	有無	実績値	未実施	未実施	未実施	未実施
意	思疎通支援事業						
	手話通訳者	設置者数	計画値		_	_	_
	設置事業	(人)	実績値	0	0	1	1
	手話通訳者·要約	7.7	計画値	7	4	4	4
	筆記者派遣事業	延べ 利用者数		6	5	5	4
	手話通訳	(人/月)	実績値	(4)	(3)	(2)	(2)
	要約筆記	\- \/ / J/		(2)	(2)	(3)	(2)





			第3期	第	54期計画期間	間
			平成 26 年度 (2014 年度) (実績)	平成27年度 (2015年度) (実績)	平成28年度 (2016年度) (実績)	平成 29 年度 (2017 年度) (見込)
日常生活用具給付	等事業	T				
介護·訓練	支給件数	計画値	2	1	1	1
支援用具	(件/年)	実績値	1	0	1	0
自立生活	支給件数	計画値	5	3	3	3
支援用具	(件/年)	実績値	6	0	5	2
在宅療養等	支給件数	計画値	10	8	8	8
支援用具	(件/年)	実績値	6	7	6	0
情報·意思	支給件数	計画値	2	4	4	4
疎通支援用具	(件/年)	実績値	6	3	0	1
排泄管理	支給件数	計画値	720	800	810	820
支援用具	(件/年)	実績値	753	740	759	760
居住生活動作補助	支給件数	計画値	2	1	1	1
用具(住宅改修)	(件/年)	実績値	0	4	3	2
	講座回数	計画値		20	20	20
手話奉仕員	(回)	実績値	20	20	20	20
養成研修事業	講習終了者数	計画値		5	0	5
	(人/年)	実績値	5	2	3	3
	延べ	計画値	84	30	30	30
移動支援事業	利用時間数 (時間/月)	実績値	21	7	7	4
	利用者数	計画値	15	5	5	5
	(人/月)	実績値	2	1	2	1
		計画値	1	1	1	1
地域活動支援	実施か所	実績値	1	1	1	1
センター(市内)	利用者数	計画値	20	20	20	20
	(人/月)	実績値	14	12	13	10
	中华人記	計画値	1	1	1	1
地域活動支援	実施か所	実績値	1	1	1	1
センター(市外)	利用者数	計画値	2	1	1	1
	(人/月)	実績値	1	1	1	1





# 2. 任意事業

	<b>止心于</b> 未			第3期	第	4期計画期間	間
				平成 26 年度 (2014 年度) (実績)	平成27年度 (2015年度) (実績)	平成 28 年度 (2016 年度) (実績)	平成 29 年度 (2017 年度) (見込)
日	常生活支援			()(1)()	()(1)()	()(1)()	()0,27
		中状态式	計画値	1	1	1	1
	<del>/</del>	実施か所	実績値	1	1	1	1
	福祉ホーム	利用者数	計画値	30	30	30	30
		(人/月)	実績値	12	12	12	10
		延べ	計画値	26	30	30	30
	日中一時	利用日数	実績値	20	9	20	31
	支援事業	利用者数	計画値	11	7	7	7
		(人/月)	実績値	9	5	5	9
社	会参加支援						
	スポーツ・レクリ	開催数	計画値	_	2	2	2
	エーション教室	(回)	実績値	2	2	2	2
	・ プラブ教主 開催等事業	参加者数	計画値	400	587	587	587
	加度分爭未	(人/年)	実績値	535	557	543	578
		発行回数	計画値		12	12	12
	声の広報等	(回)	実績値	12	12	21	21
	発行事業	利用者数	計画値	5	5	5	5
		(人/年)	実績値	5	5	5	5
		講座回数	計画値		9	10	10
	要約筆記奉仕	(回)	実績値	10	8	8	16
	員養成事業	講習終了者数	計画値	10	0	7	9
		(人/年)	実績値	5	0	2	3
	自動車運転	利用件数	計画値	1	1	1	1
	免許取得事業	(件/年)	実績値	0	0	1	0
	自動車改造費	利用件数	計画値	4	3	3	3
	助成事業	(件/年)	実績値	4	2	1	2
	 重度障害者	チケット	計画値	_	19,600	19,600	19,600
	外出支援サービス	使用枚数 (枚/年)	実績値	19,966	18,913	18,271	17,980
	(お太助タクシー	利用者数	計画値	440	430	430	430
	チケット)	(人/年)	実績値	341	326	314	310





				第3期	第	4期計画期	間
				平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
				(2014 年度)	(2015 年度)	(2016 年度)	(2017年度)
				(実績)	(実績)	(実績)	(見込)
権	利擁護支援						
	成年後見制度	実施の	計画値	_	実施	実施	実施
	普及啓発	有無	実績値	実施	実施	未実施	未実施
	障害者虐待	実施の	計画値	_	実施	実施	実施
	防止対策支援	有無	実績値	実施	実施	実施	実施
就	就業·就労支援						
	施設入所者就職	利用者数	計画値	2	1	1	1
	支度金給付事業	(人/年)	実績値	0	0	0	0

# 【点検·評価】

理解促進研修・啓発事業として、毎年度、広報誌やホームページへの啓発記事の掲載のほか、研修会・講演会を開催しています。平成 29(2017)年度には実行委員会形式による「にんげんフォーラム」を開催し、講演、トークライブ、ワークショップ、障害者施設手作り製品販売会等による啓発事業を実施しました。

また、市内障害者施設の紹介パネル展や広島県主催のあいサポートアート展の巡回展示とあわせた市内障害者施設利用者のアート作品展を開催し、継続した啓発事業を行っています。

相談支援事業については、安芸高田市障害者基幹相談支援センター(以下「基幹相談支援センター」と表記)と2か所の相談支援事業所において、平成28(2016)年度は年間約4,000件の相談を受けました。平成26(2014)年6月に開所した基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な拠点として認知されてきており、今後一層、地域のネットワークづくりや整備を進めている地域生活支援拠点等における重要な役割を果たす機関として、取組の検証や評価をしながら充実を図っていく必要があります。

手話通訳者設置事業については、平成 28 (2016) 年度から新たに実施しています。 市役所社会福祉課に月 2 回手話通訳者を配置し、市役所での手続きで手話通訳を必要と する方の意思疎通支援を行っています。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、利用状況は横ばいですが、講演会等をはじめ、あらゆる場面での手話通訳・要約筆記の需要が増えてきています。今後は、手話通訳者・要約筆記者の人材確保が課題です。

平成 28 (2016) 年4月には、障害者差別解消法が施行され、職員対応要領の策定 や障害者差別解消支援地域協議会の設置、啓発事業等の実施を行ってきました。地域協 議会を活用しながら差別の解消を目指すとともに、成年後見制度の普及啓発や障害者虐 待防止対策支援を実施し、障害者の権利擁護を進める必要があります。



# 【4】障害児通所支援事業量の点検・評価

※実績は年間の平均値

		第3期	第 3 期 第 4 期計画期間			
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
			(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)
		(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	
		計画値	49	132	132	132
   児童発達支援	人日/月	実績値	60	65	45	34
九里光连又饭	1 / 0	計画値	8	6	6	6
	人/月	実績値	7	9	8	10
		計画値	296	704	880	990
放課後等	人日/月	実績値	340	519	576	614
デイサービス	人/月	計画値	34	32	40	45
		実績値	32	48	52	49
	10/0	計画値	0	0	0	0
保育所等	人日/月	実績値	0	0	0	0
訪問支援	人/月	計画値	0	0	0	0
	人/月	実績値	0	0	0	0
医療型	人日/月	計画値	24	44	44	44
		実績値	27	31	16	2
	人/月	計画値	2	2	2	2
		実績値	2	2	1	1
障害児	1/0	計画値	15	7	7	7
相談支援	人/月	実績値	7	10	8	7

# 【点検·評価】

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、利用人数が見込値を上回って増加 してきています。

放課後等デイサービスの事業所は、児童福祉法の改正によりサービスが始まった平成24 (2012) 年度に市内2事業所であったものが、平成27 (2015) 年度新たに2事業所が開設され、現在4事業所となっています。そのうち、1事業所においては休止中のため、実質3事業所でサービス提供を行っています。2事業所においては、すでに定員いっぱいで、残る1事業所においても若干の受け入れ可能という状況です。特に長期休暇における利用ニーズが高く、そうした時期にはいずれの事業所も定員超過傾向にあります。子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との連携を図りながら、療育の必要な児童に、適切なサービスが提供できるよう、質・量ともに検討していく必要があります。



就学前の障害児を対象とした児童発達支援については、平成28(2016)年に市内に福祉型の事業所が1か所できたことで、身近な場所で支援を受けることが可能となりました。しかし利用ニーズに十分対応できる量の確保はできておらず、現在全国的にも課題となっている医療的ケアの必要な児童の支援体制を含め、障害児のサービス提供体制の計画的な構築が課題です。



# 第7章 障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画 (第1期)の成果目標と活動指標

# 【1】成果目標の設定

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

# 国の指針

- ・ 施設入所者数(平成 28(2016)年度末時点)の9%以上が地域生活へ移行する。
- ・施設入所者数(平成 28(2016)年度末時点)の2%以上を削減する。

# 達成に向けた取組方針

- ・安心して地域生活への移行ができるよう、住まいに関する環境整備として、グループ ホームを整備していきます。
- 自立生活援助や地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等を推進し地域移行を進めるとともに、地域生活を支持・継続するために、訪問系サービスや日中活動系サービスの提供体制を確保します。
- ・施設入所者の地域生活への移行に取り組むこととあわせて、障害者支援施設においては 障害者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うことができる体制の整備や、地 域との交流機会の確保など、入所者の生活の質の向上を図ります。
- 施設入所者個々の望む暮らしを計画相談支援を通して明らかにし、地域生活への移行や 施設入所支援の個別支援計画へつなげていきます。

# ■成果目標

項目	数值	考え方
平成 28(2016)年度末時点の施設入 所者(A)	96 人	
【目標(平成 28~32(2016~2020) 年)】地域生活移行者数(B)	9人	(A)のうち、平成 32(2020)年度までの移行者 数
	9.4%	(B)/(A)
【目標(平成 28(2016)年⇒平成 32 (2020)年)】施設入所者の削減数(C)	2 人	(A)時点から平成 32(2020)年度末時点の削 減数
	2.1%	(C)/(A)
平成 32(2020)年度末時点の施設入 所者	94 人	平成 32(2020)年度末の利用者数見込



# 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

# 国の指針

・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各障害保健福祉圏域・各市町村)を設置する。

# 達成に向けた取組方針

・本市では、保健・医療・福祉関係者による協議の場として自立支援協議会を設置しており、精神障害者に対する地域包括ケアシステム体制構築に向けた課題の把握・共有や対策の検討等を行っており、こうした既存の協議会を活かす形で検討を進めます。

# ■成果目標

項目	目標	考え方
平成 32(2020)年度末時点での 保健・医療・福祉関係者による 協議の場設置	市単独で 設置	既存の協議会を活用しての設置を検討する

(注)平成 32(2020)年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の利用者数を 4 人と見込んでいます。



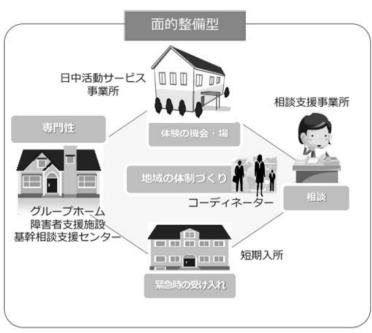
### 3. 地域生活支援拠点等の整備

# 国の指針

・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。

# 達成に向けた取組方針

- ・障害者が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な居住支援として、「①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用 ②体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制整備」、これらを目的とした地域生活支援拠点等を整備します。
- ・ 必要な機能を複数の機関が分担して担う「面的整備型」での検討を進め、今ある地域資源の活用と合わせ、グループホーム等一部機能については新設・拡充を行います。
- 整備にあたっては自立支援協議会を十分に活用し、地域の実情や課題に適した体制を構築します。



# ◆「面的整備型」による整備手法(イメージ)◆

資料:厚生労働省

#### ■成果目標

項目	目標	考え方	
平成 32(2020)年度末時点での地	2か所	<b>ダイ</b> 期 引 両 の 軟 供 日 博 た <i>纵</i> 性 ナフ	
域生活支援拠点等の整備か所数	2 <i>D</i> (B)	第4期計画の整備目標を維持する	



# 4. 福祉施設から一般就労への移行

### 国の指針

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数が平成28年度実績の1.5倍。
- ② 就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末実績から2割以上増加。
- ③ 就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上。
- ④ 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率が8割以上。
- ※福祉施設=就労移行支援、就労継続支援(A·B)、生活介護、自立訓練(機能訓練·生活訓練)

### 達成に向けた取組方針

- 基幹相談支援センターに就労相談員を配置し、関係機関と連携して就労を支援します。
- ・自立支援協議会を通じて障害者就労支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援 センター、特別支援学校等、関係機関の連携強化を図っています。引き続き就労支援ネットワークを構築しながら取組を進めます。
- 市及び県の労働担当部局とも連携を図り、障害者の一般就労先の確保や就労先における 障害者理解の促進に取り組みます。
- ・自立支援協議会就労支援部会が中心となって取り組む一般企業の職場体験実習の充実を 図り、障害者雇用の理解促進と一般就労に向けたステップアップにつなげます。
- 平成26(2014)年に市内2か所で就労移行支援事業所が開設され、就労移行支援事業の利用者は増加していましたが、平成29(2017)年度から1事業所が休止となり利用者が減少しています。引き続き、サービス提供事業所の確保に取り組むとともに、サービス利用に向け、相談支援事業を通して一般就労を希望する人の個別ニーズの把握を行います。
- ・平成 30(2018)年度から新設される「就労定着支援事業」について、事業所の確保 と移行支援から定着支援への連携体制を構築します。
- ・障害者優先調達推進法に基づき、「安芸高田市における障害者就労施設等からの物品等 の調達方針」を毎年度策定し、広島県就労振興センターによる共同受注窓口も活用しな がら、障害者就労施設等の受注機会を拡大します。

#### ■成果目標①

項目	数值	考え方
平成 28(2016)年度の福祉施設利用	1 1	
者からの一般就労移行者数(A)	4 入	
【目標】平成 32(2020)年度の福祉施	6人	(A)の 1.5 倍以上
設利用者からの一般就労移行者数(B)	1.5 倍	(B)/(A)



# ■成果目標②

項目	数值	考え方
平成 28(2016)年度末時点の	11 人	
「就労移行支援事業」利用者数(A)		
【目標】平成 32(2020)年度末時点の 「就労移行支援事業」利用者数(B)	5人	平成 29(2017)年度から利用者数が激減している実態を踏まえ、平成 29(2017)年度当初利用者数4人を基準として2割以上増加
	-55%	(B-A)/(A)

# ■成果目標③

項目	数值	考え方
平成 32(2020)年度の 就労移行支援事業所数(A)	2事業所	既存事業所数
【目標 平成 32(2020)年度末時点】	1事業所	
A のうち就労移行率が3割以上の事業 所数(B)	50%	(B)/(A)

# ■成果目標④

項目	数值	考え方
平成 30(2018)年度中の就労定着支援事業の新規利用者数(A)	4 人	平成 28(2016)年度の福祉施設利用者から の一般就労移行者数
平成 31(2019)年度中の就労定着支援事業の新規利用者数(B)	5 人	
平成31(2019)年度末までに就労定着 支援事業を利用して12か月以上にわ たり一般就労している者の数(C)	3 人	
平成32(2020)年度末までに就労定着 支援事業を利用して12か月以上にわ たり一般就労している者の数(D)	4 人	
【目標 平成 30(2018)年度末時点】 就労定着支援事業による支援開始1年 後の職場定着率	_	就労定着支援事業の創設後1年が経過してい ないため、目標設定しない
【目標 平成 31(2019)年度末時点】 就労定着支援事業による支援開始1年 後の職場定着率	75%	(C)/(A)
【目標 平成 32(2020)年度末時点】 就労定着支援事業による支援開始1年 後の職場定着率	80%	(D)/(B)





#### 5. 障害児支援の提供体制の整備等

#### 国の指針

- ① 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ② 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ④ 医療的ケア児への適切な支援に向けて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

#### 達成に向けた取組方針

- 平成26(2014)年6月に開所したこども発達支援センターでは、就学前の発達が気になる児童とその保護者の支援を行っています。発達が気になるといった早期の段階から相談や支援を行うことで、早期療育支援体制を強化していきます。
- ・就学後も切れ目のない一貫した支援を提供する体制として、また障害の重度化・重複化、多様化に対応する地域における中核的な支援施設としての児童発達支援センター設置に向け、自立支援協議会を活用して、障害児及びその家族や関係機関の声を聴き、整備方針を協議します。
- ・障害児の就学時における支援がその後の成長や、卒業後の生活に大きく影響をすることから、障害児支援と学校教育の関係者が緊密に連携することができる体制を構築します。
- 保育所等訪問支援は、保育所や幼稚園、認定こども園、小学校などの児童が集団生活を 営む施設において障害児本人に直接発達支援を行うものです。現在市内には提供事業所 がないため、児童発達支援センターの整備を検討する中で、併せて提供体制を考えてい きます。また、こども発達支援センターで実施している保育所への施設支援との役割分 担や連携体制についても協議していきます。
- ・市内には重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある重症心身障害に対応 する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がないため、提供体制の確保 について圏域も含めて検討します。
- 医療的ケア児の支援については、個別の多様なニーズに対応するための具体的な検討が必要です。自立支援協議会等の既存の協議の場を活用しつつ、専門機関との連携も必要となることから圏域における関係機関の連携も視野に入れ平成 30(2018)年度末の設置を目指します。
- •医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を検討します。



# ■成果目標①

項目	目標	考え方
平成 32(2020)年度末 児童発達支援センターの設置数	1か所	市に1か所設置する (市単独での設置が困難な場合には, 圏域で の設置も検討する)

### ■成果目標②

項目	目標	考え方
平成 32(2020)年度末 保育所等訪問支援を利用できる 体制の構築	構築する	児童発達支援センターの設置とあわせて体制 を検討する

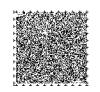
# ■成果目標③

項目	目標	考え方
平成 32(2020)年度末		
主に重症心身障害児を支援する	1 か所	ニーズ量を踏まえ圏域での確保を検討する
児童発達支援事業所の設置数		
平成 32(2020)年度末		
主に重症心身障害児を支援する放	1 45元	ー・ブラを吹まる圏はでの強促を検討する
課後等デイサービス事業所の設置	1 か所	ニーズ量を踏まえ圏域での確保を検討する 
数		

# ■成果目標④

項目	目標	考え方
平成 30(2018)年度末 保健, 医療, 障害福祉, 保育, 教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置	市における既存の協議の場を活用しつつ、専門性や広域での連携体制を考慮した協議の場の設置を検討する





# 【2】各種サービスの見込量と確保策(活動指標)

### 1. 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	障害者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の
店 七 川 陵 	家事、相談、援助等を行います。
	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著し
重度訪問介護	い困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、居宅で入浴や排せつ、食事
	等の介護、掃除等の家事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
	視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必
同 行 援 護	要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を
	行います。
	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とす
行 動 援 護	る人に対して、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介
	護その他行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障害者で、その介護の必要な程度が著しく高い人に対し
里及阵方名守己怕又饭	て、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

	単位	見込量		
サービス名		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
居宅介護	時間/月	586	586	586
居 宅 介 護 	人/月	38	38	38
重度訪問介護	時間/月	60	60	60
里及切问扩泛	人/月	1	1	1
	時間/月	15	15	15
同 行 援 護	人/月	2	2	2
.— ∓L +\(\pi\) =#	時間/月	50	50	50
行 動 援 護	人/月	1	1	1
<b>重由陪审者实力任士</b> 授	時間/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	711	711	711
訪問系サービス計	人/月	42	42	42

- 市内に提供事業所のないサービスを含め、事業者の新規参入を促進するための情報提供 や関係機関への働きかけを行います。
- ・サービス提供事業所においては支援者不足が課題となっており、事業所や地域、関係機関と連携し、福祉人材の確保に向け、福祉職場の魅力の発信、処遇改善、人材育成、市の無料職業紹介所やハローワークと連携した人材のマッチングに取り組みます。
- 地域生活支援拠点等を整備し、地域生活を継続できる支援体制を構築します。



# 2. 日中活動系サービス

サービス名	内容
<b>上</b>	昼間、常時介護が必要な障害者に対し、施設等において食事や入浴、排せつ
生 活 介 護 	の介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自 立 訓 練	障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一
(機能訓練·生活訓練)	定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
**************************************	一般就労を希望する障害者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供
就 労 移 行 支 援 	し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
*************************************	一般企業等での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供する
l 就労継続支援A型	とともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対し
就労継続支援B型	て、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な
	訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環
M 力 足	境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談や連絡調整等、課
【机况】	題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障害者に対して、医療機関での機能訓練、療養上
原 食 川 喪	の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、
	短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行います。

		見込量		
サービス名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	人日/月	1,939	1,977	2,015
生活介護	人/月	103	105	107
自立訓練(機能訓練)	人日/月	22	22	22
日立訓練(成形訓練)	人/月	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	22	22	22
日立訓練(土泊訓練)	人/月	1	1	1
就 労 移 行 支 援	人日/月	83	83	83
机力 10 又 1g   	人/月	5	5	5
\$P\$	人日/月	1,588	1,588	1,588
就労継続支援A型	人/月	74	74	74
就労継続支援B型	人日/月	2,346	2,346	2,346
机力	人/月	120	120	120
就労定着支援	人/月	4	5	6
療 養 介 護	人/月	14	14	14
结节2 56 / 2 2 1 FU \	人日/月	95	95	95
短期入所(福祉型)	人/月	11	11	11
短期 7 能 (医康斯)	人日/月	7	7	7
短期入所(医療型)	人/月	1	1	1



#### 見込量確保のための方策

- 自立支援協議会就労支援部会において取り組んでいる一般企業の職場体験実習や障害者 施設手作り製品庁舎内販売(あじさい横丁)を引き続き取り組みます。
- 関係機関が連携して、特別支援学校在籍中から卒業後の進路をともに考えていける体制を作ります。
- ・障害者優先調達法に基づき、障害者就労振興センターと連携して設置した共同受注窓口等を活用して、障害者就労支援施設等からの物品等を優先して調達します。
- ・平成30(2018)年度から新設される就労定着支援について、事業所と連携を図りながら、サービスの提供体制確保に向けて検討します。
- 短期入所については、医療的ケアの必要な人の受け入れや緊急時の受け入れ確保に向けて、事業所と連携しながら取り組みます。
- ・農業の担い手対策と障害者の就労を組み合わせた「農福連携」の事業実施に向け、市内 の農業法人と障害者の就労支援施設と連携して進めていきます。

### 3. 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助【新規】	施設やグループホームを利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人に対して定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	障害者が、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助及 び食事や入浴、排せつの介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ又は食事の介護 等を行います。

		見込量		
サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		(2018 年度)	(2019年度)	(2020年度)
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助	人/月	67	70	72
六 P  土 冶 抜 助   	総定員数	199	199	199
施設入所支援	人/月	96	95	94

- ・平成30(2018)年度から新設される自立生活援助について、国から示される基準や報酬等情報提供をしながら、事業所と連携してサービスの提供体制確保に向けて検討します。
- ・共同生活援助(グループホーム)については、整備が進んでいますが利用者のニーズを満たしていない現状があります。入所施設からの地域移行を進めるとともに、障害者やその家族の重度化・高齢化への対応として、グループホームの整備促進を図ります。
- 施設入所支援について、老朽化した施設の整備にあわせ、入所者の生活の質の向上に向けた環境整備を進めます。



### 4. 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害者を対象に、支給決定又は支給 決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごと にサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、 その他必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害者や一人暮らしへと移行した障害者などが、安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談対応などの必要な支援を行います。

		見込量		
サービス名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
計画相談支援	人/月	36	37	38
地域移行支援	人/月	1	2	3
地域定着支援	人/月	5	5	5

## 見込量確保のための方策

- 計画相談支援においては相談支援専門員の不足が課題となっており、人材確保や相談員のスキルアップに向けて、事業所への積極的な情報提供や研修会の実施等の必要な支援を行います。
- ・ 基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワークの充実を図り、関係機関の連携や基幹相談支援センターによる相談支援事業所へのバックアップ体制を強化します。
- ・地域移行支援、地域定着支援の利用促進に向けて、医療機関をはじめとする関係機関と の連携強化や仕組みづくりを行います。

## 5. 障害児通所に係るサービス

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向 上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適 応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援【新規】	重度心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児 通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、障害児 の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与 等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害児を対象に、給付決定又は給付決 定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに 障害児通所支援等の利用状況のモニタリングを行います。



			見込量	
サ ー ビ ス 名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)
日帝及年士垣	人日/月	95	95	95
児 童 発 達 支 援	人/月	12	12	12
医摩斯坦等较净土拉	人日/月	30	30	30
医療型児童発達支援	人/月	2	2	2
放課後等デイサービス	人日/月	596	607	618
放牀後寺 / 1 リーレス	人/月	55	56	57
但本記符計即士控	人日/月	0	2	4
保育所等訪問支援	人/月	0	1	2
<b>尼克計問刊旧等及法士</b> 拉	人日/月	0	4	4
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	1	1
障害児相談支援	人/月	12	12	12
医療的ケア児に対す				
る関連分野の支援を	人	0	0	1
調整するコーディネー	^	U	U	'
タ配置数				

- 児童発達支援センターの設置に向け、自立支援協議会や関係機関との協議を進めます。
- ・平成 29(2017)年度現在、市内には児童発達支援事業所が1事業所、放課後等デイサービス事業所が4事業所(うち1事業所は休止中)となっています。いずれの通所支援も利用ニーズに対して提供体制が不足しており、事業所の拡充を行っていきます。
- こども発達支援センターで発達が気になる児童とその保護者への相談等を実施し、療育が必要な児童を早期に把握し支援するとともに、段階に応じて必要な機関へつなげていきます。
- ・保育所等訪問支援は障害児への個別支援であるため、保護者と訪問先施設の両方の理解 と協力が不可欠であり、関係機関の連携体制を強化します。また、市内に提供事業所が ないことから、事業所の新規参入を進めます。
- ・平成 30(2018)年度から新設される居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。個別ニーズを把握し、提供事業所の確保策を検討します。
- 障害児相談支援事業所の相談支援専門員の不足を解消し、相談の質の向上を図ります。
- •医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを平成32(2020) 年度末までに配置するにあたり、配置場所、配置方法等について自立支援協議会で協議 します。





#### 6. 地域生活支援事業

障害者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。  自発的活動支援事業  障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。  障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護等のための必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活ができるように支援します。  成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害者又は精神障害者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び
ベントの開催、啓発活動などを行います。     自発的活動支援事業
自発的活動支援事業 障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。 障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等からの相談に 応じ、必要な情報の提供や権利擁護等のための必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活ができるように支援します。 成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害者又は精神障害者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対
日発的活動文援事業 ポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。 障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等からの相談に 応じ、必要な情報の提供や権利擁護等のための必要な援助を行い、障害 者等が自立した日常生活又は社会生活ができるように支援します。 成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害者又は精神障害者で、 補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対
ホート、災害対策、孤立防止活動、ホランティア活動など)を支援します。 障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等からの相談に 応じ、必要な情報の提供や権利擁護等のための必要な援助を行い、障害 者等が自立した日常生活又は社会生活ができるように支援します。 成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害者又は精神障害者で、 補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対
相談支援事業 応じ、必要な情報の提供や権利擁護等のための必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活ができるように支援します。 成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害者又は精神障害者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対
者等が自立した日常生活又は社会生活ができるように支援します。 成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害者又は精神障害者で、 補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対
成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害者又は精神障害者で、 補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対
補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対
成在後目制度利田支撑事業   111153 0 2 7 7 8 7 7 4 8 7 7 7 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
<sup>                                   </sup>
後見人等の報酬の全部又は一部を補助します。
成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する
成年後見制度法人後見支援事業 研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の
構築などを行います。
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図るこ
意 思 疎 通 支 援 事 業   とに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代
筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業 重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は
□ 市工冶用共幅 N 寺事来   貸与を行います。
聴覚障害者との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者とし
手話奉仕員養成研修事業 て期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の
養成研修を行います。
移 動 支 援 事 業 屋外での移動が困難な障害者等に外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業 障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の
<sup>- 地域活動文族センダー事業</sup>   促進等を行います。

#### ① 理解促進研修・啓発事業

※必須事業について掲載

					見込量	
事	業	名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
				(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)
広	報	啓 発	実施の有無	実施	実施	実施

- 広報誌やホームページなどへ障害理解を進める啓発記事等を掲載していきます。
- これまで継続して取り組んできた市内障害者施設の紹介パネル展やあいサポートアート 展巡回展示と市内障害者施設利用者のアート作品展を開催します。
- 障害者施設手作り製品庁舎内販売会(あじさい横丁)を毎月開催します。
- •自立支援協議会で上がってきた地域課題の解決に向けた研修会、講演会を企画し、開催します。
- 啓発事業を実施するにあたっては、障害者本人の声をもとに、企画や運営には障害のある人もない人も共に参画できるよう取り組みます。



#### ② 自発的活動支援事業

				見込量	
事	業名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
			(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)
É	発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
	ボランティア活動支援	実施事業所か所数	1	1	1
	(アシスタント事業)	延べ利用件数 (件/年)	50	50	50

#### 見込量確保のための方策

・広報により事業の周知を図るとともに生活協力員とのマッチング機能を強化し、アシスタント事業の利用促進を図ります。

#### ③ 相談支援事業

•					見込量	
事	業	名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
				(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)
障害者	1相談支援	事業	か所数	3	3	3
基幹相	談支援セ	:ンター	設置の有無	設置	設置	設置
	目談支援セ 強 化 事		実施の有無	実施	実施	実施
住宅及	、居等支援	事業	実施の有無	実施	実施	実施

- 障害者やその家族が気軽に相談できる先として相談支援事業所や基幹相談支援センター を認知してもらうために、広報や研修会等を通して周知します。
- 相談支援従事者の質の向上を図るため、研修等に関する情報提供を行って参加を促進するとともに、市内の事業所間の連携を強化し、事例検討や研修会を実施します。
- 障害者の相談支援関係機関はもとより、高齢者、子ども、困窮者、外国人等の様々な相 談機関等と連携し、相談支援体制を強化します。
- 基幹相談支援センター業務の点検 評価を行い、支援の充実を図ります。
- ・ 基幹相談支援センターに専門資格を持った相談員と就労相談員を配置し、相談支援機能 の強化を図ります。
- 3 か所の相談支援事業所において、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが 保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対して、入居に必要な調整等の支 援を行います。



#### 4 成年後見制度利用支援事業

					見込量	
事	業	名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度利用支援事業		利用件数 (件/年)	1	1	1	

#### 見込量確保のための方策

- 成年後見制度による支援が必要であるが、申立てをする親族がいない、又は後見人等の報酬等必要となる費用の一部又は全部について補助を受けなければ制度の利用が難しい 障害者に対して、市長申立てや費用助成等の必要な支援を行います。
- 成年後見制度の普及啓発を行います。

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

				見込量		
事	業	名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	実施	実施	実施	

### 見込量確保のための方策

• 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人の確保と活動支援に取り組みます。

#### 6 意思疎通支援事業

				見込量		
哥	業	名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手	手話通訳者設置事業		設置人数	1	1	1
手	手話通訳者·要約筆記者派遣事業		延べ利用件数 (件/年)	6	6	6
	手話通訳者派遣事業		延べ利用件数 (人/月)	(3)	(3)	(3)
	要約筆記者派	遣事業	延べ利用件数 (人/月)	(3)	(3)	(3)

- 市役所社会福祉課に手話通訳者を設置し、手話通訳を必要とする方が安心して市役所を 利用してもらえる体制を整えます。
- ・ 聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、 手話通訳者や要約筆記者を派遣して、意思疎通を円滑にするための支援を行います。
- ・聴覚障害者等及び意思疎通支援者等から意見を聞き、効果的な事業推進を図ります。



### ⑦ 日常生活用具給付等事業

				見込量	
種	類	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
			(2018年度)	(2019 年度)	(2020年度)
介護·訓練支援用具		利用件数 (件/年)	1	1	1
自立生活支援用具		利用件数 (件/年)	3	3	3
在宅療養等支	を援用具	利用件数 (件/年)	7	7	7
情報·意思疎通支援用具		利用件数 (件/年)	3	3	3
排泄管理支援用具		利用件数 (件/年)	778	778	778
居宅生活動作社 (住宅 改		利用件数 (件/年)	3	3	3

### 見込量確保のための方策

- たん吸引器やストーマ装具等の日常生活用具を給付し、日常生活の支援を行います。
- 障害者手帳取得時の窓口案内や広報等を通じて、日常生活用具給付事業を周知します。

#### 8 手話奉仕員養成研修事業

	- JH			見込量		
事	業	名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
				(2018 年度)	(2019年度)	(2020年度)
			講座回数(回)	20	20	20
手話奉仕員養成研修事業		講座修了者数 (人/年)	5	0	5	

<sup>※</sup>講座については入門編と基礎編を2年間で実施しているため、修了者見込量は隔年となっている。

### 見込量確保のための方策

• 年 20 回の連続講座を開き、聴覚障害者等の生活や福祉制度等の理解、手話を行うこと に必要な知識や技術を習得した手話奉仕員を養成します。



#### 9 移動支援事業

	عللد اح				見込量	
事	業	名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
				(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)
移動	支援事	業	利用時間 (時間/月)	12	12	12
19 到	又 饭 争	未	利用者数 (人/月)	3	3	3

#### 見込量確保のための方策

- •屋外での移動が困難な障害者等に対して外出の際の移動を支援し、地域における自立生活や社会参加の促進を図ります。
- 移動支援事業については、サービス提供事業者が少ないことや、中山間地域における公 共交通網の課題等、様々な理由からニーズに対応できていない現状があり、課題の把握 と事業内容の評価を行い、他の移動に係る事業等も見据えながら今後の事業内容を検討 します。

#### 10 地域活動支援センター事業

	_ **					
				見込量		
事	業	名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
				(2018 年度)	(2019年度)	(2020年度)
地域活動支援センター (市内)		か所数(か所)	1	1	1	
		利用者数 (人/月)	15	15	15	
地域活動支援センター		か所数(か所)	1	1	1	
	市外)		利用者数 (人/月)	1	1	1

- 地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動を提供します。
- ・ 事業者に対して補助金を交付し、事業の安定的な運営と機能強化を図ります。



#### ① その他の任意事業

#### (ア)日常生活支援

				見込量	
事	業  名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
福祉ホーム	か所数(か所)	1	1	1	
	祉 ホーム	利用者数 (人/月)	12	12	12
日中一時支援事業	延べ日数 (日/月)	30	30	30	
	一时又饭争未	利用者数 (人/月)	10	10	10

### (イ)社会参加支援

		見込量		
事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
スポーツ・レクリエーション	開催回数(回)	2	2	2
教室開催等事業	参加人数 (人/年)	545	545	545
	発行回数(回)	21	21	21
声の広報等発行事業	利用者数 (人/年)	5	5	5
	講座回数(回)	16	16	16
要約筆記奉仕員養成事業	講座修了者数 (人/年)	3	3	3
自動車運転免許取得事業	利用件数 (件/年)	1	1	1
自動車改造費助成事業	利用件数 (件/年)	2	2	2
重度障害者外出支援サ	チケット使用枚数 (枚/年)	18,560	18,560	18,560
ービス(お太助タクシーチケット)	利用者数 (人/年)	320	320	320

- 家庭環境や住宅事情等の理由により住居を求めている障害者に対し、福祉ホームにおいて、低料金で住居や日常生活に必要な便宜を提供します。
- 日中一時支援事業において、障害者等に日中活動の場を提供するとともに、家族に一時的な休息を提供します。
- ・安芸高田市障害者ふれあいスポーツ交流会や広島県障害者フライングディスク競技大会 in 安芸たかたを毎年開催し、スポーツを通じた交流を図ります。また、障害者の芸術作 品を展示する「あいサポートアート展」の巡回展示と市内障害者施設利用者のアート作 品展の開催を通じて、障害者の芸術文化活動への参加を支援します。こうした障害者が 心豊かな生活を送るための余暇活動の支援を継続して行うための関係機関の協力体制を 作っていきます。



- 声の広報等発行事業において、文字による情報収集が困難な視覚障害者等に対し、広報 安芸高田や基幹相談支援センターの機関紙を録音した声による広報を提供します。
- ・本市の公共交通システム(路線バスと、予約乗合型のお太助ワゴン、市町村運営有償運送の3つの公共交通機関の組み合わせ)を利用することが困難な重度の障害者等に対し、 お太助タクシーチケットを交付し、外出支援を行います。



# 資料編

# 【1】安芸高田市障害者プラン推進協議会設置要綱

(平成22年4月1日告示第17号の6)

改正 平成 23 年 9 月 15 日告示第 42 号 平成 26 年 6 月 18 日告示第 33 号

(目的及び設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第11条第3項に基づき市が策定した安芸高田市障害者プラン(以下「障害者プラン」という。)の推進に関し、第3条に規定する障害者等の意見を反映させるため、安芸高田市障害者プラン推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、市長の要請に応じて、障害者プランの推進について、必要な意見を述べる。
- 2 協議会は、市長の要請に応じて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に基づく安芸高田市障害福祉計画に関し、必要な意見を述べることができる。

(委員)

- 第3条 協議会の委員は、15名以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 法第2条に規定する障害者
  - (2) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
  - (3) 学識経験を有する者
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) その他市長が認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中においても 委員の委嘱を解くことができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。



(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって開くものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。 (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月15日告示第42号)

この告示は、平成23年9月15日から施行し、平成23年8月5日から適用する。

附 則(平成26年6月18日告示第33号)

この告示は、平成26年6月18日から施行する。



# 【2】安芸高田市障害者プラン推進協議会委員名簿

平成30年2月1日現在

氏 名	区分	所属・職名等	備考
石川 みゆき		_	
川本 小百合	当事者	_	
髙原 法恵	または家族	_	
西岡 礼子		_	
下津江 博	当事者団体	安芸高田市障害者団体連絡協議会 会長	会長
伊藤 千代子		安芸高田市障害者自立支援協議会 会長	
江木 祥泰		(安芸高田市小中学校校長会) 安芸高田市立甲田中学校 校長	
児玉 篤	関係団体	(一般社団法人安芸高田市医師会) こだま整形外科医院 院長	副会長
原田 勇治		安芸高田市商工会 副会長	
水野 和郎		三次公共職業安定所安芸高田出張所 就職促進指導官	
下田 雪枝		特定非営利活動法人貴船 貴船ハウス 指導員	
寺尾 文尚	事業者	社会福祉法人ひとは福祉会 理事長	
藤原 貴道	尹 来 伯	社会福祉法人清風会 清風会地域福祉センター 所長	
三上 正浩		社会福祉法人たんぽぽ 理事長	
可愛川 實知則	行政	安芸高田市福祉保健部長兼安芸高田市福祉事務所長	

( ) は推薦団体 敬称略



## 【3】安芸高田市障害者自立支援協議会設置要綱

(平成24年4月1日告示第30号)

改正 平成 25 年 8 月 1 日告示第 36 号 平成 28 年 2 月 22 日告示第 1 号 平成 29 年 2 月 24 日告示第 13 号

(目的及び設置)

第1条 障害のある人(以下「障害者」という。)とその家族が安心して生活するための地域づくりを目的とし、障害者をはじめとする障害者の支援に携わる関係者が協働し、保健、医療、権利擁護、福祉サービス、就労、教育等の地域の課題を協議する場として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき安芸高田市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

- 第2条 協議会は次に掲げる協議を行う。
  - (1) 障害者又はその家族、その他当該障害者の生活の援助を行なう者(以下「障害者等」という。)からの相談内容に関すること。
  - (2) 地域の障害者等によるネットワーク構築に関すること。
  - (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
  - (4) 地域の障害者等の資質向上のための研修に関すること。
  - (5) 障害者の権利擁護に関すること。(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき組織される障害者差別解消支援 地域協議会が行う同法第18条第1項から第2項に規定する事務に関することを含む。)
  - (6) 中立性及び公平性を確保するための相談支援事業の評価に関すること。
  - (7) 障害者計画及び障害福祉計画に関すること。
  - (8) その他(協議会において協議することができない、又は解決することができない課題の国及び県への照会等)

(委員)

- 第3条 協議会委員は、次に掲げる者で構成する。
  - (1) 障害者
  - (2) 障害者等の相談業務に携わる者
  - (3) 障害福祉サービスの提供業務に携わる者
  - (4) 障害者関係団体に属する者
  - (5) 保健又は医療関係者
  - (6) 教育関係者
  - (7) 就労支援関係者
  - (8) 福祉保健部社会福祉課の課員
  - (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)



- 第4条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、欠員に補充された委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、委員の委嘱を解くことができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 (会議の設置)
- 第6条 協議会内に、次に掲げる会議を設置する。
  - (1) 全体会
  - (2) 定例会
  - (3) 事務局会議
- 2 会長が必要と認めるときは、就労支援、児童支援、権利擁護、地域生活支援等、特定の事項についての協議を継続的に行うための専門部会及び特定の作業を行うための作業部会を設置することができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 会議の運営は、別にこれを定める。

(青務)

第7条 協議会の会議に出席する者は、職務上知り得た情報を、障害者等の利益及び意に 反して第三者に提供してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員に諮って 会長が定める。

附則

この告示は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年8月1日告示第36号)

この告示は、平成25年8月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、第2条中安芸高田市在宅障害者介護手当支給事業支給事業実施要綱第3条の改正規定(「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月22日告示第1号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月24日告示第13号) この告示は、平成29年3月1日から施行する。



# 【4】施設・事業所一覧表

# 1. 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
	訪問介護事業所かがやき	社会福祉法人ちとせ会	46-7500	向原町坂 287-1
	安芸高田市社会福祉協議会 訪問介護甲田事業所	# 果 所	甲田町高田原 1490-1	
居宅介護	安芸高田市社会福祉協議会 訪問介護吉田事業所		42-2929	吉田町吉田 1324-1
	高美園訪問介護事業所		57-1260	高宮町原田 380-1
	JA広島北部訪問介護事業所	広島北部農業協同組合	54-0302	美土里町横田 1476-3
	訪問介護事業所かがやき	社会福祉法人ちとせ会	46-7500	向原町坂 287-1
	安芸高田市社会福祉協議会 訪問介護甲田事業所		45-2941	甲田町高田原 1490-1
重度訪問 介護	安芸高田市社会福祉協議会 訪問介護吉田事業所	1	42-2929	吉田町吉田 1324-1
	高美園訪問介護事業所 社会福祉法人 高宮美土里福祉会 57-1260	57-1260	高宮町原田 380-1	
	JA広島北部訪問介護事業所	広島北部農業協同組合	54-0302	美土里町横田 1476-3
同行援護	訪問介護事業所かがやき	社会福祉法人ちとせ会	46-7500	向原町坂 287-1
生活介護	清風会ほのか	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 920
生活介護	就労センターあっぷ	社会福祉法人ひとは福祉会	45-7171	甲田町下小原 222-2
(多機能型)	ひとは工房	社会福祉法人ひとは福祉会	46-3757	向原町長田 1579-4
生活介護	清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原 1759-1
(障害者支援施設)	清風会サンサンホーム	社会福祉法人清風会	43-0255	吉田町竹原 189
(日中サービス)	共同ホームひとは・ひとは作業 所	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田 1841-1
	短期入所事業所 清風会吉田 清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原 1759-1
同行援護   訪問介護事業所かがやき   社会福祉法人ちとせ会   46-7500   生活介護   清風会ほのか   社会福祉法人清風会   43-0611   社会福祉法人ひとは福祉会   45-7171   社会福祉法人ひとは福祉会   46-3757   社会福祉法人ひとは福祉会   46-3757   社会福祉法人方風会   43-1026     清風会于ロービス   大島福祉法人清風会   43-0255     共同ホームひとは・ひとは作業   社会福祉法人清風会   43-0256     短期入所事業所   清風会于田   社会福祉法人清風会   43-1026     短期入所事業所   清風会丁一ク   センター   センター   短期入所事業所   清風会サンサ   社会福祉法人清風会   43-0611   センター   短期入所事業所   清風会サンサ   社会福祉法人清風会   43-0255     センター   セースを福祉法人清風会   43-0255   セースを福祉法人清風会   43-0255   セースを福祉法人清風会   43-0255   セースを福祉法人清風会   セースを福祉法人清風会   セースを福祉法人清風会   セース・ロード   セース・ロース・ロード   セース・ロード   セース・ロード   セース・ロード   セース・ロード   セース・ロース・ロード   セース	吉田町竹原 967			
(併設)	短期入所事業所 清風会サンサンホーム	社会福祉法人清風会	43-0255	吉田町竹原 189
	短期入所 清風会サンブリエ	社会福祉法人清風会	47-2056	吉田町竹原 157
	共同ホームひとはショートステイ	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田 1841-1



サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
	清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原 1759-1
┃ ┃ 施設入所支援	清風会ワークセンター	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967
(障害者支援施設)	清風会サンサンホーム	社会福祉法人清風会	43-0255	吉田町竹原 189
【(居住サービス)	清風会サンブリエ	社会福祉法人清風会	47-2056	吉田町竹原 157
	共同ホームひとは・ひとは作業 所	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田 1841-1
共同生活援助(外部サービス利用型)	清風会グループは 清風会第31年 清清風会第31日 清清風風会第3月 清清風風会会第1日 清清風風会会第1日 高風風会会第1日 高速の会のででである。 高速のででである。 高速のでででいていてでいている。 「清風の会のではいている。」 「清風の会のでいている。」 「清風の会のでいている。」 「清風の会のでいている。」 「清風の会のでいている。」 「清風の会のでいている。」 「清風の会のでいている。」 「清風の会のでいている。」 「清風の会のでいている。」 「清風の会のでいている。」 「清風の会のいている。」 「清風の会のでいている。」 「清風の会のいている。」 「清風の会のいている。」 「清風の会のいている。」 「清風の会のいている。」 「清風の会のいている。」 「清風の会のいている。」 「清風の会のいている。」	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967
共同生活援助	清風会第1竹原寮	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 958-1
(外部サービス利用型)	清風会第2竹原寮	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 952
(地域移行型ホー	清風会第3竹原寮	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 954
۵)	清風会第1吉田寮	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967
共同生活援助 (介護サービス包括 型)	ひとは長屋 的場邸 西本邸	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田 1604-1
就労移行支援 (多機能型)	清風会つばさ	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 950-1
	清風会吉田工場	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967
│ 就労継続支援A型	清風会みつや工場	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 140
	清風会サンライフ	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 152-1



サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
	清風会ニューワーク	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 964
	#美所名 連宮法人名 0826- 19 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	吉田町竹原 959-1		
就労継続支援B型 	清風会サンホーム	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 149-1
	ふれあいの家たんぽぽ	社会福祉法人たんぽぽ	54-0368	美土里町横田 2320-1
	清風会つばさ	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 950-1
就労継続支援B型	就労センターあっぷ	사스코센크 시시·	45-7171	甲田町下小原 222-2
(多機能型)		仕去価値法人のとは価値去	45-4004	甲田町下小原 1352
	ひとは工房	社会福祉法人ひとは福祉会	46-3757	向原町長田 1579-4
就労継続支援B型	清風会ワークセンター	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967
(障害者支援施設) (日中サービス)	清風会サンブリエ	社会福祉法人清風会	47-2056	吉田町竹原 157

# 2. 障害者総合支援法に基づく相談支援

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
	清風会つぼみ	社会福祉法人清風会	47-2092	吉田町竹原 920
計画相談支援	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	45-2320	甲田町高田原 2500
	安芸高田市障害者基幹相談支 援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友 1564-2
14.44.47	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	45-2320	甲田町高田原 2500
地域移行支援   	安芸高田市障害者基幹相談支 援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友 1564-2
	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	45-2320	甲田町高田原 2500
地域定着支援	安芸高田市障害者基幹相談支 援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友 1564-2





# 3. 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービス

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
児童発達支援	くらむぼん	社会福祉法人ひとは福祉会	42-2188	吉田町吉田 600-3
	ひとはぼっこ	社会福祉法人ひとは福祉会	45-2565	甲田町高田原 2500
放課後等デイ サービス	くらむぼん	社会福祉法人ひとは福祉会	42-2188	吉田町吉田 600-3
	児童デイサービスからふる吉田	合同会社グラース	42-1171	吉田町常友 1422-3

# 4. 児童福祉法に基づく相談支援

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
障害児	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	45-2320	甲田町高田原 2500
相談支援	安芸高田市障害者基幹相談支 援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友 1564-2

# 5. 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業所

	2.					
サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市		
地域活動支援 センター	貴船ハウス	特定非営利活動法人貴船	42-2967	吉田町吉田 1781		
	安芸高田市社会福祉協議会 訪問介護甲田事業所	社会福祉法人安芸高田市社 会福祉協議会	45-2941	甲田町高田原 1490-1		
移動支援 (併設)	安芸高田市社会福祉協議会 訪問介護吉田事業所	社会福祉法人安芸高田市社 会福祉協議会	42-2929	吉田町吉田 1324-1		
訪問介護事業所かがやき 社会福祉法人ちとせ会 清風会吉田清風荘 社会福祉法人清風会	社会福祉法人ちとせ会	46-7500	向原町坂 287-1			
	清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原 1759-1		
	清風会ワークセンター	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967		
日中一時支援	清風会サンブリエ	社会福祉法人清風会	47-2056	吉田町竹原 157		
(併設)	清風会サンサンホーム	社会福祉法人清風会	47-0255	吉田町竹原 189		
	共同ホームひとは・ひとは作業 所	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田 1841-1		
	ひとはぼっこ	社会福祉法人ひとは福祉会	45-2565	甲田町高田原 2500		
福祉ホーム (併設)	清風会第2吉田寮	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967		





# 【5】用語解説

	用語	解説	掲載 ページ
	あいサポートアート 展	・広島県が開催する障害者が創作した芸術作品の展示会。障害者が、芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。	59,74,79
	安芸高田市障害 者プラン推進協議 会	·障害者計画、障害福祉計画の推進に関し、障害者や障害者福祉 事業従事者、学識経験者、関係行政機関等の意見を反映させる ために設置する安芸高田市の協議会。	9,48
	安芸高田市障害 者ふれあいスポー ツ交流会	・安芸高田市で開催されるスポーツイベント。障害者や関係者が、 軽いスポーツやレクリエーションを通しての出会いとふれあいの場を 提供することを目的とする。	79
	あじさい横丁	·福祉事業所で製造した商品の安芸高田市庁舎内販売会。障害者の就労支援と市民の障害者理解への啓発を目的とする。	71,74
	意思決定支援	・知的障害や精神障害等で自己決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために行う支援の行為及び仕組みのこと。	3
あ行	一般就労	・障害者の就労形態の一つで、一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労すること。	3,8,12,50, 54,65,66, 70
	一般就労移行者	・目標設定における一般就労移行者とは、福祉施設利用者のうち、 雇用契約に基づいて、企業等に就職した者及び在宅就労した者 並びに自ら起業した障害者等のことを言い、就労継続支援A型の 利用者は含まない。	50,65,66
	医療的ケア	·家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。	3,37,38, 52,54,61, 67,71,73
	NPO (Nonprofit Organization)	・継続的、自発的にボランティア活動などの社会貢献活動に取り組む民間の非営利活動組織の総称。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体が、「NPO 法人(特定非営利活動法人)」とされている。	47
	お太助ワゴン	・安芸高田市内を運行する予約制の乗り合いタクシーのこと。昼間 に運行し、予約に応じて運行ルートが決定される。	80
	お太助タクシーチ ケット	・安芸高田市内の指定協力業者で利用できる1枚500円のタクシーチケット。通院だけでなく、買い物などの外出にも利用できる。	79,80
	親亡き後	・障害者をその親が介護している場合に、親が先に亡くなった後の 障害者の生活や生じうる問題等の総称。親が亡くなった後も、障 害者が継続して必要な支援や介護が受けられるよう体制づくりが 求められている。	50





	用語	解説	掲載 ページ
	基幹相談支援センター	・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。	33,56,59, 64,65,72, 75,80
	共同受注窓口	・複数の障害福祉サービス事業所等が共同して受注等に取り組 み、受注業務のあっせんまたは仲介等を行う組織のこと。	65,71
	グループホーム(共同生活援助)	·障害者総合支援法に基づくサービスの1つで、夜間や休日等に、 共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行う。	1,5,12,28, 34,37,38, 45,49,51, 54,62,64, 71
	ケア	・介護や看護のこと。	1,3,12,43, 52,54,61, 62,63,67, 71,73
	ケアマネージャー	·介護を必要とする人が介護保険サービスを受けられるように、ケア プランの作成やサービス事業者との調整を行う専門職のこと。	33
か行	権利擁護	・人の有する権利を守ること。福祉用語では、アドボカシーといい、自 己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高 齢者、障害者の代わりに、代理人が権利を表明すること。	35,47,59, 74
	コーディネーター	・必要な支援が行えるよう、さまざまな専門職や機関等の調整を担当する人。	64,67,73
	高次脳機能障害	·交通事故や病気などによる後遺症や、脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指す。	37,38
	合理的配慮	・障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会 的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮で、過度の負 担にならない範囲で提供されるべきものをいう。	1
	国立社会保障·人 口問題研究所	·厚生労働省の機関で、人口研究·社会保障研究をはじめ、人口· 経済·社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、福祉国 家に関する研究と行政を橋渡しし、国民の福祉の向上に寄与する ことを目的とする機関。	24
	こども発達支援センター	·就学前の発達が気になる児童とその保護者に対し、相談や教室 活動などの支援を行う機関。	21,33,67, 73
	コミュニケーション	・複数の人間や動物などが、感情、意思、情報などを受け取りあうこと、と又は伝え合うこと。	8,30,36, 37,38,46





	用語	解説	掲載 ページ
	算定基礎労働者 数	·障害者雇用数を計算する際に算出する値で、常用雇用労働者数 と短時間労働者数から算出する。	20
	支援費制度	·平成 15 年度から導入された制度で、障害者が自ら利用したいサービスを選択し、サービス提供事業者と契約を結んだ上でサービスを利用する制度。	1
	児童発達支援センター	・地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作 の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適 応のための訓練を行う施設。	67,68,73
	児童福祉法	・児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。	1,2,3,4,5, 6,7,11,21, 60
	市町村運営有償 運送	・地域住民に必要な移動手段を確保するため、市町村が有償で行 う住民の運送のこと。	08
さ行	実雇用率	·民間企業や国、地方公共団体が雇用する労働者全体に対する障害者の割合のこと。	19,20
C1J	市民総ヘルパー構想	·安芸高田市が提唱するまちづくりの理念で、お互いさまの精神にも とづく自助·共助·公助の実現を目指すもの。	1,6,10
	社会的障壁	・障害者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなるような、施設 や設備、制度、慣習、考え方などのこと。	1,10,74
	社会福祉協議会	・社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とし、地域の社会福祉を目的とする事業や活動を行う機関・団体が参加する組織。	47
	住宅入居等支援事業	・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害を有する方を対象に、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害を有する方の地域生活を支援する事業。	75
	重度障害者外出 支援サービス	・外出支援が必要な重度の障害者に対し、安芸高田市内の指定協力業者で利用できるタクシーチケット(お太助タクシーチケット)を交付するサービス。	79





	用語	解説	掲載 ページ
	就労継続支援	・障害者総合支援法に基づくサービスで、A型は事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供し、B型は雇用契約を締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供する。	5,12,34, 45,53,65, 70
	就労相談員	·就労に関係する機関と連携を図りながら、就労に関する情報提供 や相談、活動支援を行う者。	65,75
	手話通訳者	・派遣依頼を受けて、聴覚障害者等の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援、市町村等の公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者。	56,59,74, 76
	手話通訳者·要約 筆記者派遣事業	・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、聴覚障害者等が、日常生活上、手話通訳を必要とする場合や意思疎通を円滑にするため要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業。	56,59,76
	障害支援区分	·障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要と される標準的な支援の度合を総合的に示すもの。	1,19
さ行	障害者アシスタント 事業	・障害者が地域社会の一員として社会に参加し、安心した地域生活を送れるよう、障害者の福祉について理解と熱意を有し、かつ、福祉の事業に精通する者を派遣することにより、本人の権利を擁護し、必要な支援を行う事業。	1
	障害者基本法	・障害者のための施策に関して、基本的な理念や、国、地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めた法律。障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としている。また、この法律の中で県や市町村が障害者基本計画を策定することや障害者施策推進協議会を設置すること等も規定されている。	1,2,7,8
	障害者虐待防止 法	・障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関することを定めた 法律。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者な どに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐 待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課 すなどしている。	2
	障害者虐待防止 対策支援	·障害者虐待防止センターの設置、事案対応、虐待を未然に防ぐための取り組み。	59





	用語	解説	掲載 ページ
	障害者雇用促進 法	・障害者も障害のない人と同じように能力、適性に応じて雇用される 社会の実現のため整備した法律。代表的なものとして、一般民間 企業は法定された割合の障害者雇用が義務付けられている。事 業主は年1回報告義務がある。この法定割合に達しない場合は納 付金を徴収し、法定以上の雇用のある企業などには調整金、報奨 金が支給される。	2
	障害者差別解消 支援地域協議会	・障害を理由とする差別を解消することを目的に、障害者にとって身近な地域において、関係機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークを組織するために設置されるもの。	59
	障害者差別解消 法	·障害を理由とする差別の禁止に関する法律。障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とする。	1,2,59
さ行	障害者就業・生活 支援センター	・障害者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就労と生活について支援を一体的に行うことを目的とした事業。公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用センター、生活支援センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等と連携をとりながら、障害者の就労及びそれに伴う生活に関する支援・助言などを行う。	65
	障害者就労支援 事業所	・障害福祉サービスのうち、就労移行支援や就労継続支援、就労 定着支援を提供する事業所。	65
	障害者就労振興センター	·障害者の福祉的就労の充実や一般就労への取組を推進し、自立 や社会参加を促進することを目的に、就労に係る情報収集や提供、調査・研究、セルプ製品の開発や販路拡大等の事業を行う機 関。	71
	障害者自立支援 協議会	・地域の支援体制に関する課題の情報共有、関係機関の連携の緊密化、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う場。安芸高田市では、それだけにとどまらず障害者とその家族が安心して生活できる地域づくりを目的としている。	9,48
	障害者自立支援 法	・障害者が地域で自立し、安心して生活を営むことができるために必要な障害福祉サービスやその提供方法、負担のあり方、国、地方公共団体等の責務について定めた法律。また、障害福祉サービスや相談支援の種類ごとの必要な量の見込み等を定める障害福祉計画の策定についても規定している。平成 18 年 4 月から施行され、障害者総合支援法に法律名が変更となった。	1,2





	用語	解説	掲載 ページ
	障害者総合支援 法	・応益負担を原則とする障害者自立支援法を改正し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする法律で、平成24年3月に成立。平成26年4月完全施行。	1,2,3,4,5, 6,7
	障害者優先調達 推進法	・障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の 経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人 などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施 設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定さ れた法律。	2,65
	障害者理解	・障害ごとに、その特徴や生活するうえで支障となること、必要な配 慮について理解すること。	65
	障害程度区分	・障害福祉サービスの必要性を明らかにするための、障害者の心身の状態を総合的に示す区分。平成 26 年 4 月から障害支援区分に変更となる。	1
	障害福祉サービス 受給者証	・障害者総合支援法や児童福祉法に基づいて運営をしている事業所のサービスを受けるために必要となるもので、受給者証の取得により行政からの給付金を受けながら福祉サービスを利用することができる。	25
さ行	少子高齢·人口減 少社会	・出生数が減少することで高齢者の割合が増加し高齢化が進行するとともに、人口減少が急速に進展する社会のこと。	10
	ショートステイ	・居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行うサービス。	5,12,34, 45
	小児慢性特定疾 病医療費支給認 定者	·子どもの慢性疾患のうち、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない疾病について、医療費の自己負担分の助成を受ける認定を受けた者。	18
	職場体験実習	・自立支援協議会就労支援部会が中心となって取り組む、障害者 が一般就労を体験する機会を提供するもの。	50,65,71
	ジョブコーチ	・障害者が一般の職場に適応し定着できるように、障害者・事業主 および障害者の家族に対して人的支援を行う専門職のこと。職場 適応援助者ともいう。	32
	自立支援医療(精神通院)	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。	5,18
	スキルアップ	・技術力を高めること。	55,72





	用語		掲載
さ行	ストーマ装具	・人工膀胱や人工肛門を造設した際、腹部に作られたストーマ(手術によっておなかに新しく作られた、便や尿の排泄の出口のこと)から排泄される「尿」もしくは「便」を貯留するための装具のこと。	ページ 77
	成年後見制度	·認知症高齢者、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な 人に対して、その財産の管理や処分などの意思決定を支援し、保 護する制度。	3,5,10,34, 45,56,59, 74,76
	成年後見制度普 及啓発	·成年後見制度の普及啓発のほか、成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害、精神障害のある障害者に対して、市長申立てや申立費用を助成する制度。	59
	相談支援専門員	·障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行·定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害者の全般的な相談支援を行う者。	55,72,73
	措置制度	·行政が必要性を判断し、サービスの種類や提供機関を決定する 仕組みのことで、社会福祉施設・サービスに利用者を入所させた り、その他の処置を行うこと。	1
	たん吸引器	・気道がつまらないように痰等を吸引する装置。	77
	地域活動支援センター事業	・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により、障害を有する方等の地域生活支援の促進を図る事業。	5,34,45, 74,78
	地域コミュニティ	・地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。	10
た行	地域生活移行者	·福祉施設の入所者が、施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した障害者等で、家庭復帰した人を含む。	49,62
	地域共生社会	・制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。	3,10
	地域包括ケアシステム	・要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことであり、精神障害にも対応した仕組みの構築が求められている。	3,63





	用語	解説	掲載ページ
た行	通級による指導	・小・中学校の通常学級に在籍する障害児の特性に合わせた個別の指導。ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別な指導を特別な場(通級指導教室)で行う。	21
	特定医療費支給 認定者	・厚生労働大臣が定める指定難病について、病態など一定の基準 を満たしている人に対して交付されるもの。医療費の自己負担部 分について一部公費負担を行う。	18,27
	特別支援学級	·小学校·中学校等に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児 童生徒のための学級。	21,25
	特別支援学校	・障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために 必要な知識技能を授けることを目的としている学校。	12,21,25, 65,71
	内部障害	・身体障害の種類で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸障害、小腸障害、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害。	15
な行	難病	・原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病、 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著し く人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大 きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがあ る。	1,2,3,18, 27
	ニーズ	・必要や要求のこと。マーケティングの基礎を成す根本的な概念。	1,3,9,11, 25,34,35, 45,49,52, 54,60,61, 65,67,68, 71,73,78
	認定こども園	・保護者の就労状況に関わらず子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う施設。子育て不安に対応した相談対応や親子の集いの場の提供など、地域における子育て支援を行う機能も持つ。	67
	ネットワーク	・様々な機関や団体、組織、個人などが相互に連携することにより 新たな仕組みを生み出し、課題解決に役立つ機能を発揮する状態のこと。また、そのようなことを目指した、社会的・組織的つながり のこと。	47,50,59, 65,72
	農福連携	・担い手の高齢化と減少が進む農業分野と、障害者や高齢者らの 働く場の確保を求める福祉分野の連携を図ること。	71
	バックアップ体制	・必要な支援や相談対応を実施するため、二重に態勢を整えること。	72
は行	発達障害	・発達障害者支援法に基づく、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)などの通常低年齢で発現する脳機能の障害。	1,2,3,27, 37,38,46
	発達障害者支援 法	・発達障害の早期発見・発達支援について定めた法律。国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、発達障害者への学校教育における支援・就労の支援、発達障害者支援センターの設置や発達障害者を支援する民間団体への支援などを図ることにより、発達障害者の自立および社会参加に資することを目的とする。	1,2





	用語	解説	掲載 ページ
	パブリックコメント	・自治体の基本的な計画等の策定にあたり、よりよい案を作成する ため、政策や計画などを立案する際に、内容を住民に公表して意 見を募集し、その意見を政策等に反映させる制度。	9
	バリアフリー	・高齢者や障害者等の生活の妨げとなるバリア(障壁)を取り除き、 自由に活動できる生活空間のあり方。バリアには、たとえば移動を 困難にする段差などがある。社会的・心理的な障壁や、情報面・ 制度面での障壁の除去という意味にも使われるようになっている。	30
	ハローワーク	・職業紹介・職業指導・失業給付などに関する事務を無料で行う国の行政機関。	19,20,65, 69
	ピアサポート	・同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や 行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。	74
	PDCAサイクル	・plan(立案・計画)、do(実施)、check(検証・評価)、action(改善) の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって 計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業 にいかそうという考え方。	47
は行	広島県障害者フラ イングディスク競技 大会 in 安芸たかた	・安芸高田市で開催するフライングディスク競技大会。広島県内に 在住するさまざまな障害者が一堂に会して交流し、競技を通じて、 健康維持・体力増進・機能回復などを図るとともに、社会参加を促 進し、障害者スポーツの一層の充実と発展を期することを目的と する。	79
	福祉的就労	・障害などを理由に、一般企業で働けない方へ、福祉施設で支援を 受けながら訓練を兼ねて働く場を提供する福祉のこと。	44
	福祉ホーム	・住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設。	28,58,79
	ベビーマッサージ	・身体調和支援・マッサージ。子供の体を整え、動きやすく生活しや すい体作りを目指す技術。	21
	法定雇用率	・常用雇用者数に対する障害者の割合。障害者雇用促進法に基づいて、民間企業・国・地方公共団体は所定の割合以上の障害者を雇用することが義務付けられている。	19
	ホームヘルパー	・日常生活を営むのに支障のある障害者等の自宅を訪問し、身体 介護や家事援助を提供する専門職。	33,39
	補装具	・身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具のこと。	3,5
	ボランティア	・住民一人ひとりの自発的な意志に基づいて、金銭的な利益などの 見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支 える活動などの社会的活動に携わること又は携わる人々を指す。	12,29,33, 39,47,56, 74,75



	用語	解説	掲載 ページ
ま行	面的整備型	・緊急時の迅速・確実な相談支援の実施や、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援等を目的とする地域生活支援拠点を整備するにあたり、必要な機能を複数の機関が分担して担う形式のこと。	64
	モニタリング	・サービス利用者の状態や生活状況を把握し、サービス等利用計画の見直しを行うこと。	72
	有効求職者数	・公共職業安定所へ申し込みをしている求職者の数で、新規求職 者数に前月から繰り越された求職者数を加えたもの。	19,20
	有効求人数	·公共職業安定所で受け付けられた求人の数で、新規求人(求職)と、前月から繰り越された求人(求職)とを合計したもの。	19
や行	有効求人倍率	·有効求職者数に対する有効求人数の比率のこと。労働市場の需給状況を示す代表的な指標である。	19
	要約筆記者	・聴覚障害者等に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードは書く(入力する)スピードより数倍早く、すべて文字化できないため、話の内容を要約して筆記することにより「要約筆記」という。	56,59,74, 76
ら行	ライフステージ	·人間の一生を乳幼児期·学齢期·青年期·壮年期·高齢期などと 分けた、それぞれの段階のこと、またその考え方。	11
	リハビリテーション	・障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障害者の自立と社会参加を目指すとの考え方。	37,38
わ行	ワークショップ	・参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりするなど、 参加体験型、双方向性によるグループ学習、共同作業のこと。	59



# 安芸高田市障害福祉計画

~障害福祉計画(第5期)•障害児福祉計画(第1期)~

.....

平成 30 (2018) 年度~平成 32 (2020) 年度

発行年月:平成30(2018)年3月

発行·編集:安芸高田市 福祉保健部 社会福祉課 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

> T e I : 0826-42-5615F a x : 0826-42-2130

